

経情協45-13

EDP会計に関する研究報告

第1集（昭和45年度分）

—— 商 法 改 正 編 ——



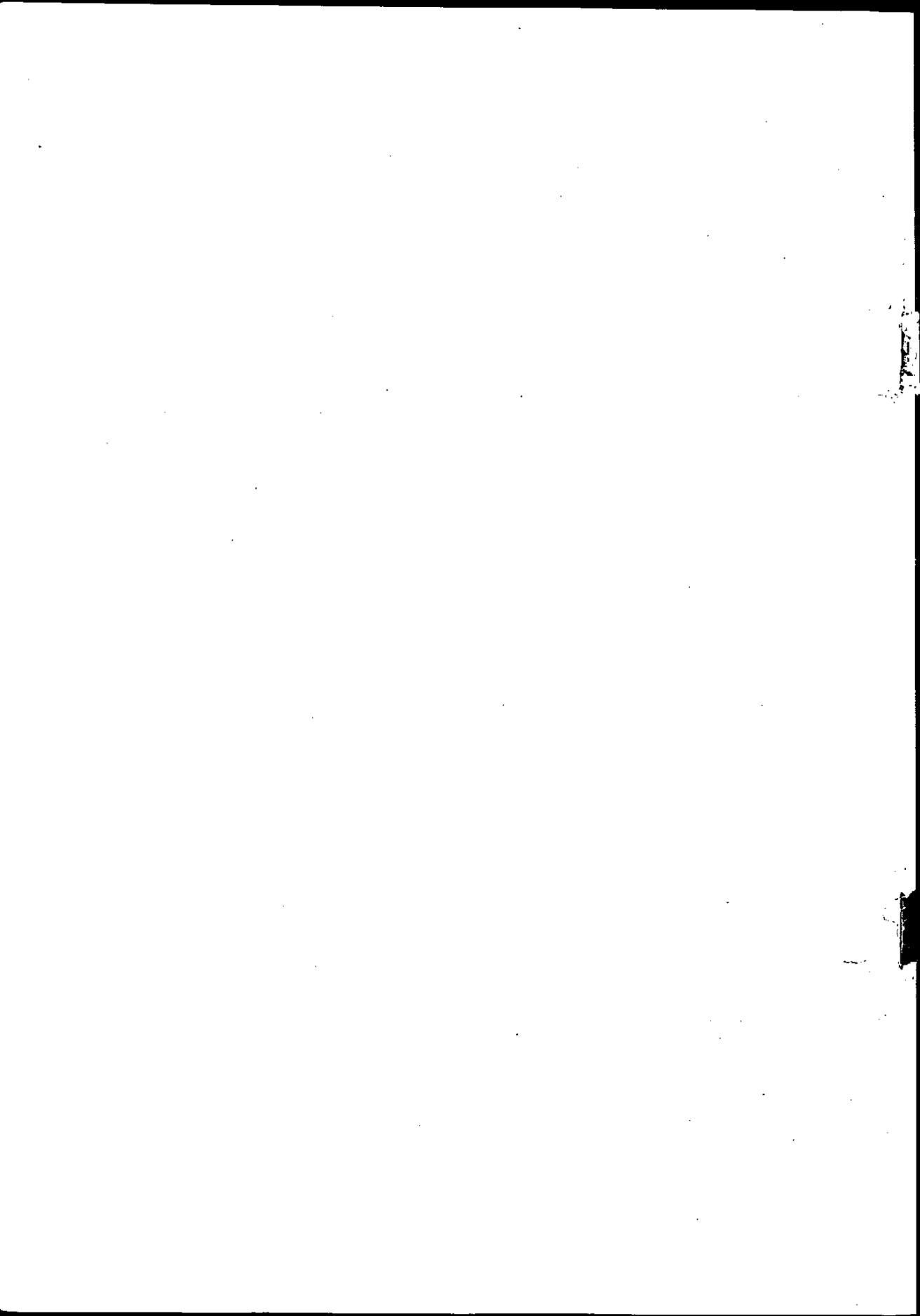
財団法人 日本経営情報開発協会

この資料は昭和45年度における日本自転車
振興会から自転車競技法に基づく自転車等機
械工業振興資金の交付を受けて作成したもの
であります。

財団法人 日本経営情報開発協会

目 次

序 論	1
一. 商法改正に関する要望について	3
二. 商法改正に関する要望書	9
三. 電子計算機に使用する磁気テープの記録保存能力に 関する調査報告書	15
四. 電子計算機の導入に伴う商法等改正問題に関する見解	23
五. コンピュータと法律	35
会計税務研究委員会名簿	133



序 論

経済の高度成長に伴って、わが国におけるコンピュータの発達普及はまことに目覚しく、保有台数は、現在では8,000台に達し、世界第2位の地位を占めるに至った。これは企業においては経営規模の巨大化、市場活動の国際化、あるいは労働力の不足等に対処するための経営の必然的要請であり、また行政、教育、医療等々の諸活動においてはその能率向上、質的サービスの上昇等の要請によるものである。

特に企業においては、資本の自由化、国際競争の激化の中にあつてその発展を期するためには大掛りな経営の合理化、近代化が必要である。すなわち、増大する経営情報を迅速に処理し適切な意思決定を下すことが肝要で、それを可能ならしめる手段の一つとしてコンピュータの高度利用が挙げられる。

しかるに現在のわが国では企業における経営情報体系は必ずしも確立しておらず、殊にその重要な一部門をなす会計・財務部門におけるコンピュータの利用は現行法規との関係もあつて、十分とはいいがたい。

一方、コンピュータの保有台数が約70,000台と見られる米国においては、その利用水準は極めて高く、特に企業においては、長期計画の策定や意思決定の用具として経営に大きな貢献をなしている。それは一つにはコンピュータの高度利用を可能にするような法的措置なり慣行が認められているからである。

このような情勢の下に（財）日本経営情報開発協会は、企業の会計・財務部門におけるコンピュータの高度利用を促進することを目的として44年9月会計・税務研究委員会を設置した。

したがって、この委員会の目的とするところは、

- ① 企業会計のコンピュータ化に伴う商法上の問題点の解明とその対策
- ② 同じく税法上の問題点の解明と必要な措置についての研究
- ③ 企業会計原則、監査制度、内部統制に関する規準の作成
- ④ 新しい会計理論、簿記技術の開発

であり、その構成員は、商法、税法、会計各部門の学者、公認会計士、企業の経理、コンピュータ部門の専門家を網羅するほか、関係官庁の責任者を特別委員として含めている。

当委員会は44年12月法制審議会に対し「商法改正に関する要望書」を提出したのを皮切りに、活発な調査研究活動を進め、45年には欧米各国におけるEDP会計の実態調査を行ない、帰国後東京および大阪においてシンポジウムを開催した。また、商法改正に関しては法制審議会幹部と、商法のみならず民事訴訟法についても種々意見の交換を行ってきた。

一方、税務については国税庁と、監査制度については公認会計士協会と、種々検討を重ねている。

ここに提出する意見書および報告書は当委員会が46年3月までの諸活動の成果の一応のまとめであり、当委員会の活動はまだ今後も継続するものであり、その意見等も必ずしも固定したものではない。

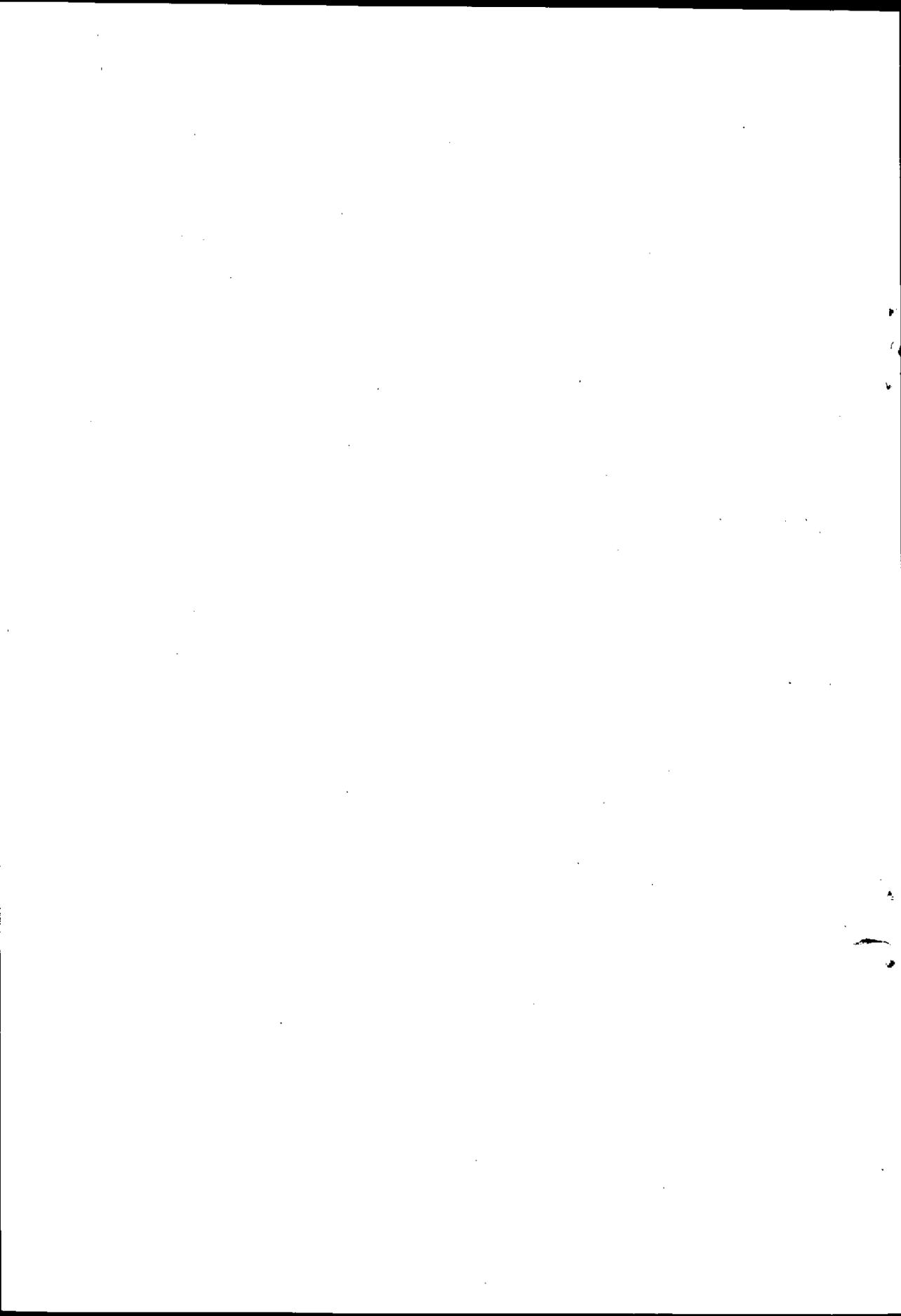
なお、本書において委員会の意見にわたる部分は必ずしも委員全員の完全な一致によるものばかりではなく、言わば多数説であるものもある。またこれらの意見はすべて民間側委員の意見であり、特別委員は討議には参加はしているが、ここに示す意見については責任を負うものでないことを特にお断りする。

昭和46年3月30日

会計税務研究委員会

委員長 黒 沢 清

一、商法改正に関する要望について



昭和44年12月2日

法制審議会

会長 西郷 吉之助 殿

法制審議会商法部会

部会長 鈴木 竹雄 殿

財団法人 日本経営情報開発協会

会長 植村 甲午郎

商法改正に関する要望について

謹啓 貴台におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご高承のとおり、わが国におけるコンピュータの発達・普及はめざましく、企業におきましても、各種の業務がコンピュータの活用により、迅速、適確に処理されるようになってまいりました。

しかしながら、会計・財務部門においては、現行法規の制約等もあり、コンピュータの効率的な利用がまだ十分に進んでおらないのが実状であります。

この現状に鑑み、本協会は、本年9月12日、企業の会計、および税務の分野における電子計算機の利用に伴う法律上、会計上の諸問題を研究し、積極的な対象をたて、企業経営の合理化に寄与することを目的として、「会計・税務研究委員会」を設けて、鋭意、研究討議を進めて参りました。

このたび、同委員会では、別紙のような「商法改正に関する要望書」を作成しましたが、これは、企業の会計財務業務の電子計算機処理に伴

う帳簿書類等の取り扱いに関して新たな規定を設けることをご承認いただきたいという趣旨のもので、本協会としては、その実現を切望するものであります。

貴台におかれましても、この趣旨をご斟酌のうえ、実現方につき特段のご配慮を賜わりますよう、ここにお願い申し上げます。

敬 具

昭和45年10月1日

法制審議会

会長 小林 武治 殿

法制審議会商法部会

部会長 鈴木 竹雄 殿

財団法人 日本経営情報開発協会

会長 植村 甲午郎

財団法人 関西情報センター

会長 芦原 義重

社団法人 経済団体連合会

会長 植村 甲午郎

関西経済連合会

会長 芦原 義重

商法改正に関する要望について

コンピュータの普及に伴い、わが国の企業においても、各種の業務をコンピュータで処理するようになって参りました。

特に、大量の証票を処理し、記録する、株式会社債部門や、会計・財務部門においては、コンピュータの効用は極めて大きなものがあります。

最近行なわれた経済団体連合会の調査によれば、上記業務をコンピュータによって処理する企業が急速に増加していることが解ります。しかしながら、現行法規においては、コンピュータによる商業帳簿等の作成および保存に関する明確な規定がないので、企業としては大変困惑しております。

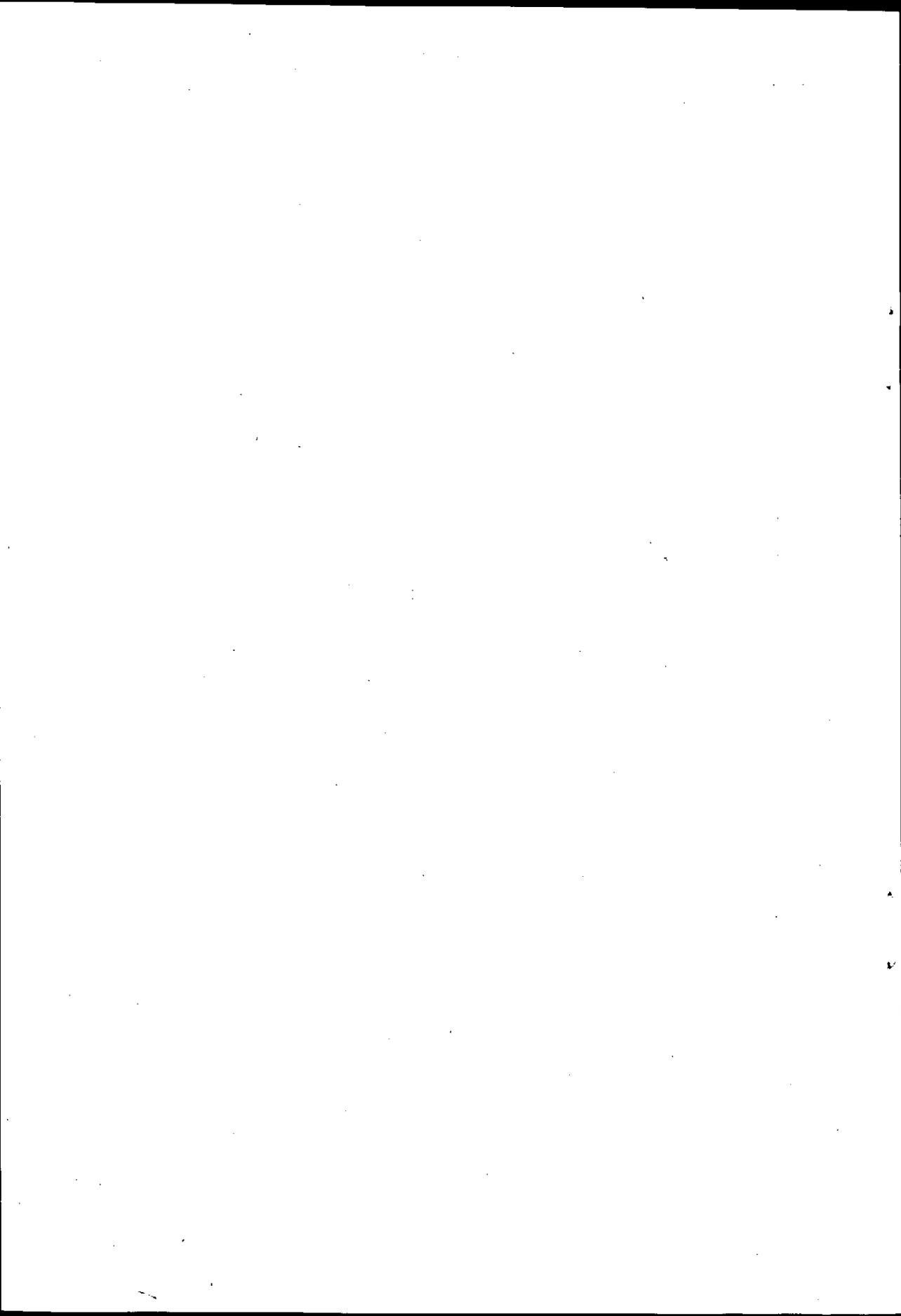
この点に関しては、すでに昭和43年12月に経済団体連合会より、貴台あてに要望書を建議しており、また昨年12月には日本経営情報開

発協会より、商法改正に関する要望書を提出し、ご審議の程をお願い申し上げますが、その後、諸外国の事例を調査いたしました所、欧米諸国においては、或いは、法改正により、或いは解釈の拡張により、いずれもコンピュータの使用を適法と認めております。

したがって、貴台におかれましても、最近の情勢の進展をご賢察の上、コンピュータの採用による商業帳簿等の作成および保存が是認されますように、関係法規の改正等につき、ご審議いただきたく、改めてお願い申し上げます次第であります。

二. 商法改正に関する要望書

昭和44年12月2日



1. 提案の趣旨

近年、わが国におけるコンピュータの発達普及は、まことにめざましく、その設置台数はすでに5,000台をこえ、米国について世界第2位に達しようとしている。

米国においては、現在50,000台のコンピュータを保有し、その利用水準もきわめて高度の域に達し、企業においてコンピュータは、長期計画の策定や意思決定の用具として経営に重要な役割を果たしており、このような状況に対処するため、すでに会計・財務関係法規についても、コンピュータの高度利用を可能ならしめるような改正が実施されている。

資本の自由化を目前にひかえ、わが国においても企業経営の近代化を促進し、国際競争力を強め、国民経済の成長に寄与するためには、膨大な経営情報を迅速かつ適切に処理していくことが、緊急の課題となっている。しかるに現状では経営情報体系の重要な部門である会計・財務部門におけるコンピュータ利用の立遅れが目立ち、これが経営情報体系全般の整備にも支障を与えることが憂慮されている。

したがって、コンピュータの企業会計への導入とその総合的・組織的適用を制約している重要な要因と考えられる現行関連法規の再検討、あるいは改正が早急にとり上げられるべ

きである。

ここに提出する商法改正案は、このような状勢を背景に企業の会計・財務業務の合理化・近代化を助長し、経営の高度化に寄与することを目的とし、会計・財務部門において、コンピュータの利用が広く許容されることを意図して、作成されたものである。

2. 商法改正案

商法に、情報保存装置による帳簿書類の作成または保存に関してつぎの条項を設ける。

(1) (書類の作成または保存)

会計帳簿、財務諸表および営業に関する重要書類、株主総会および取締役会の議事録、株主名簿ならびに社債原簿、その他商法上作成を要求されている書類(以下これらを書類という)は、パンチカード、磁気記憶媒体(磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム)、マイクロ写真、その他の情報保存装置により作成または保存することができる。

ただし、これらの方法で保存する書類は、相当期間内に明確かつ容易に読める書面にすることができるものでなく

てはならない。

(2) (書類の閲覧)

商人が(1)の方法で書類を保存しているときは、その書類を閲覧又は謄写する権利を有するものは、それらを相当の期間内に明確かつ容易に読める書面にすることを商人に対して請求できる。

[理由]

- (a) 企業の会計・財務における処理業務が膨大になり、迅速、正確に処理する必要がある。磁気記憶媒体等はこのような要請に適合している。
- (b) 情報保存装置としては、帳簿類よりも安定しており信頼性が高い。(別紙「磁気テープの記録保存能力調査報告書」参照)
- (c) 磁気記憶媒体等によって帳簿書類を保存する場合、そのままでは見読不可能なので、(1)ただし書き、および(2)のような規定を設ける必要がある。

3. 監査の問題

磁気記憶媒体等により保存される会計記録は見読不可能な

ために、監査上、問題が生ずることを懸念する意見もあるが、それは次のような方法等で解決できる。

- (1) 監査対象業務の特定データを抽出して証憑（入力）と帳簿記入（出力）を突合せる。
- (2) 例外ケースのモデルを調べるために、テストデックを用意し、コンピュータ処理を行ない、予め作成した正当結果と対比する。
- (3) 監査人が監査プログラムを用意して、これによって精密監査を行なう。

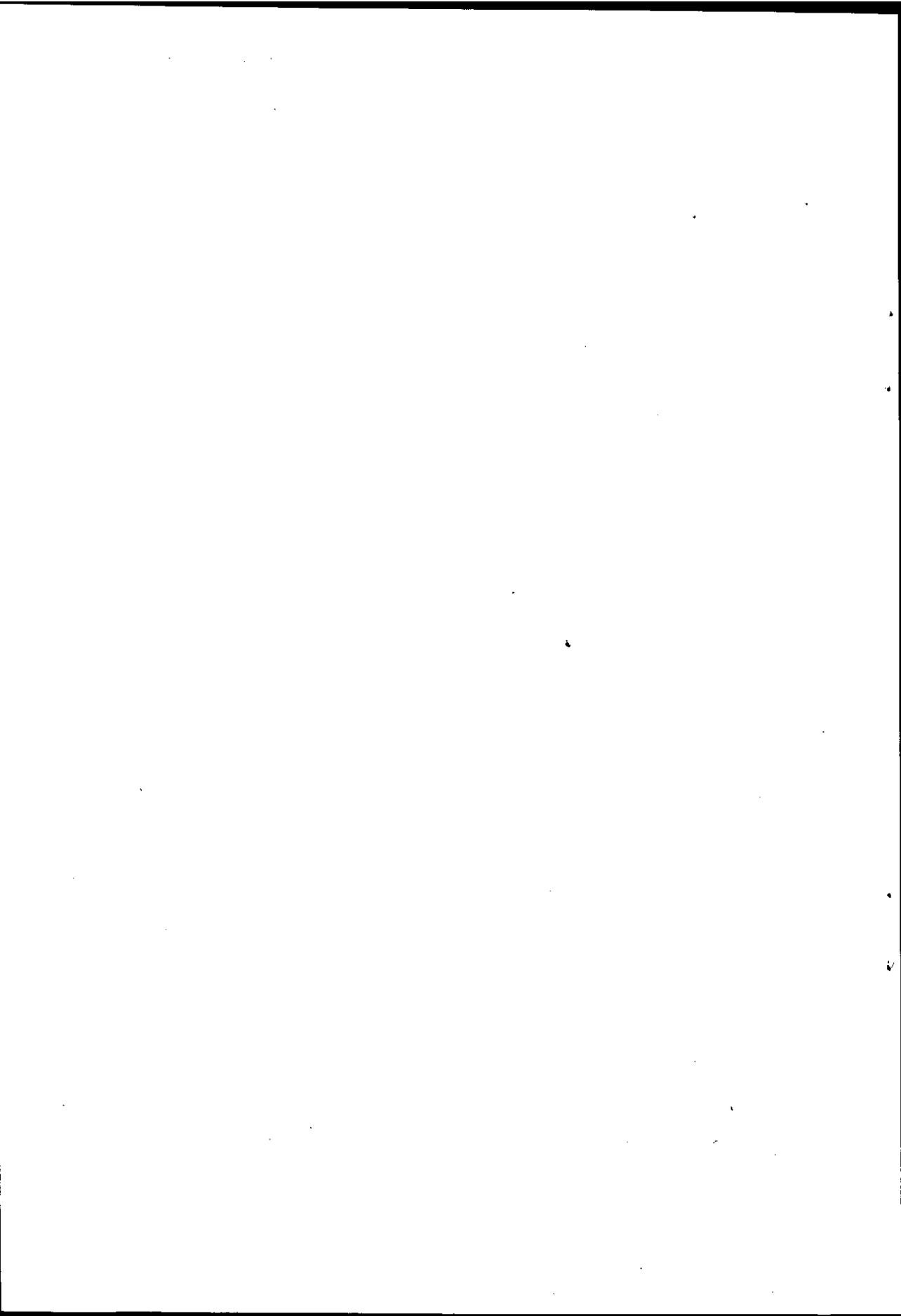
また、本協会の改正案では、商人は見読不可能な書類を監査人の要求にもとづいて明確かつ容易に読める書面にすることを義務づけられているので、従来の監査方法ももちろん適用でき、磁気記憶媒体等による会計記録の保存を認めても、監査上、特に支障をきたすことはない。

以 上

三. 電子計算機に使用する磁気テープ
の記録保存能力に関する調査報告

昭和44年11月29日

磁気テープ特別研究会
委員長 木 沢 誠



1 磁化の不変性

磁気テープは磁化によって情報を記録するものである。したがって、その利用に際しては、まず考慮されなければならないのは、“磁化されたものは長期的に不変であるか”ということである。この点については、一旦磁化されたもの（磁気テープに記録されたデータ）は極端な磁界をかけないかぎり変化しない、即ち“磁化されたものは不変”という前提に立って磁気テープの利用条件を考えてよい。

2 保管の条件

磁気テープは上質のポリエステル・テープの表面に磁性材料を塗布したものであり、ここに情報を記録する基本原理は電子計算機用のものも録音用のものも変わりはないが、電子計算機用磁気テープは録音用よりはるかに上質のものである。

磁気テープは、その保管と取扱いについて注意をすれば、これほど確実な記録（憶）媒体はなく、従来の帳簿類に比較して格段に信頼性が高い。

(A) 温度および湿度

磁気テープは常温・常湿の状態においては、安全である

が、特に保管に適した温度は4℃～34℃（後記4「火災に対する取扱い」参照）、最適条件は21℃～27℃である。また、湿度は20%～80%で50%前後が最適とされている。これは通常の空調装置をそなえた部屋では容易に満足される条件である。

(B) 磁 界

磁気テープの保存上一番の問題は“磁界”であるが、通常の磁気テープの保磁力は約250エルステッドであるので、50エルステッド以下の磁界が加えられても記録された情報に影響はない。したがって、発電機やモータ、変圧器など、かなり強い磁界を発生する機器があっても、これから7～8cm離れれば影響はない。

(C) 汚 れ

磁気テープにチリやホコリが付着した場合でも、記録されている内容自体は何ら影響を受けないが、磁気テープの表面にチリやホコリの薄膜が生ずることにより、読み取りミスが起こる場合があるので注意する必要がある。（後記3「指紋等に対する取扱い」参照）

実験によれば、チリやホコリは15ミクロン以上^(注)であると、トラブルを起こす原因となる。したがって肉眼で見えるような、チリ、ホコリがない限り問題は起こらない。

(注) 1ミクロンは千分の1ミリメートルで、15ミクロンのチリとは花粉、胞子と同じ大きさである。

(D) 巻 直 し

磁気テープの材質、磁化については、すでに述べたように何ら技術的な不安はない。しかし、一度記録した磁気テープを長期間保管する場合に、巻きの不揃いや巻く際の張力の不均衡から磁気テープに変形を起こすことがあり、読み誤りなどの原因になることがある。そこで長期間保管をするテープについては、1年に1回程度巻き直しをすれば絶対に安心できる。

(E) 放 射 能

ラジオ・アイソトープ（放射性同位元素）などの利用が高まるにつれ、磁気テープの磁性層やバックング材に対する放射能の影響が云々されているが、100メガレブでも、変化は認められない。100メガレブとは人間の致死量の

20万倍の放射能であるから、現実には問題にならない。

3 指紋等に対する取扱い

「汚れ」の項で述べたとうり、チリやホコリによって読み取りミスが起こることがあるが、それを防ぐためには、たとえば磁気テープ取扱いに当って、指紋等をつけないように注意することが大切である。指紋は脂肪と塩分を含んでいてチリやホコリを集積させる原因になるからである。しかし、チリやホコリは簡単なクリーニングで除去できるし、通常のテープ駆動装置はオペレーション中に磁気テープの掃除を行なうようになっているので、相当ひどい汚れでない限り、オペレーションに影響を及ぼすことは考えられない。

4 火災に対する取扱い

実験によれば、周囲温度がテープに及ぼす影響は下記の通りである。

120℃以下	変化なし
120℃	ベースが歪みはじめる
150℃	ベース1.5%縮む
160℃	ベース2.5%縮む

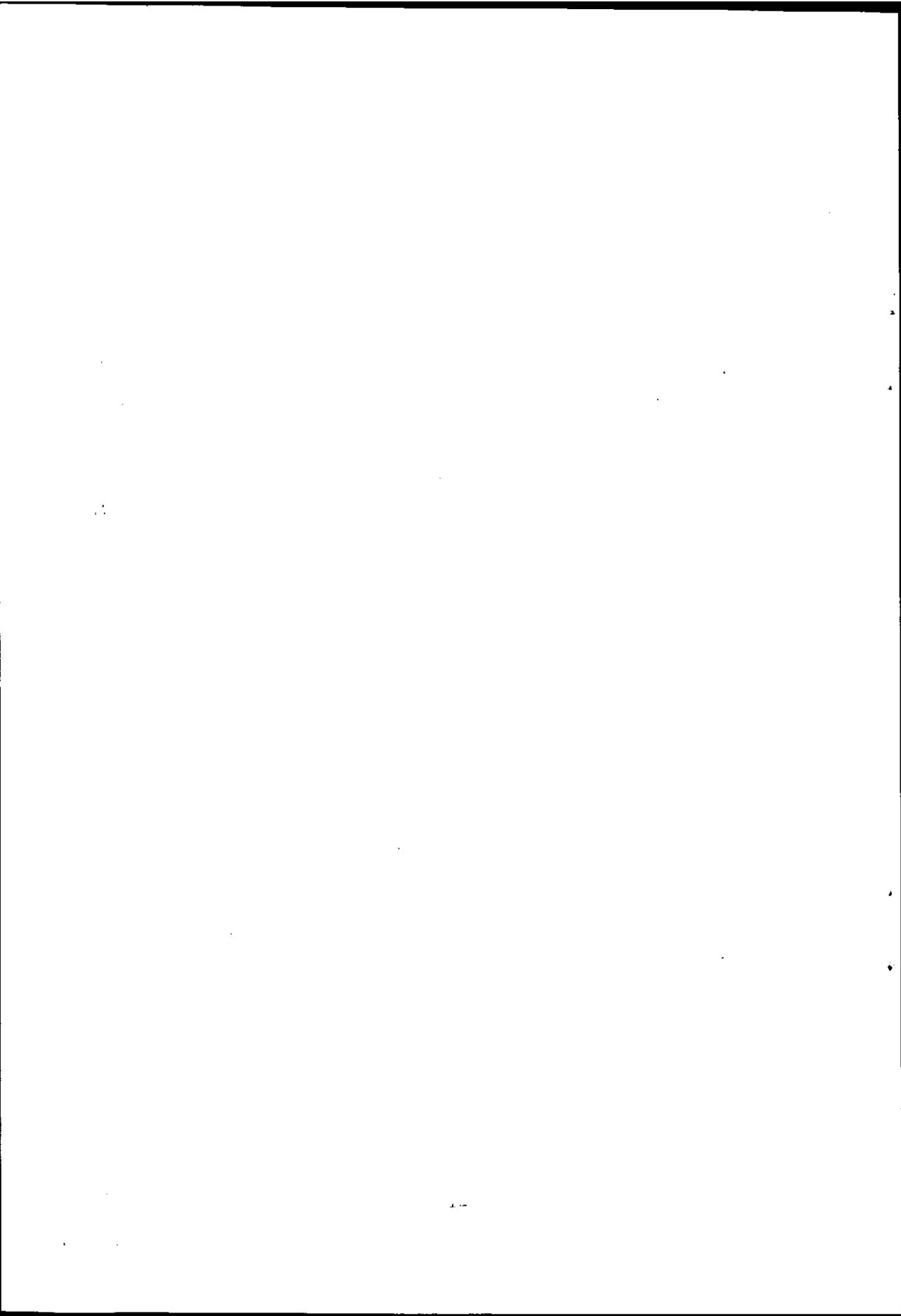
	ベース材やバインダが軟化したす
290℃	ベースとバインダはこげてぼろぼろになる
540℃	炭化して真黒になる

したがって万一火災により周囲温度が120℃以上になった場合は使用不可能になる恐れがある。120℃近くになった場合はすみやかに損傷されていないテープに転記しなければならぬ。

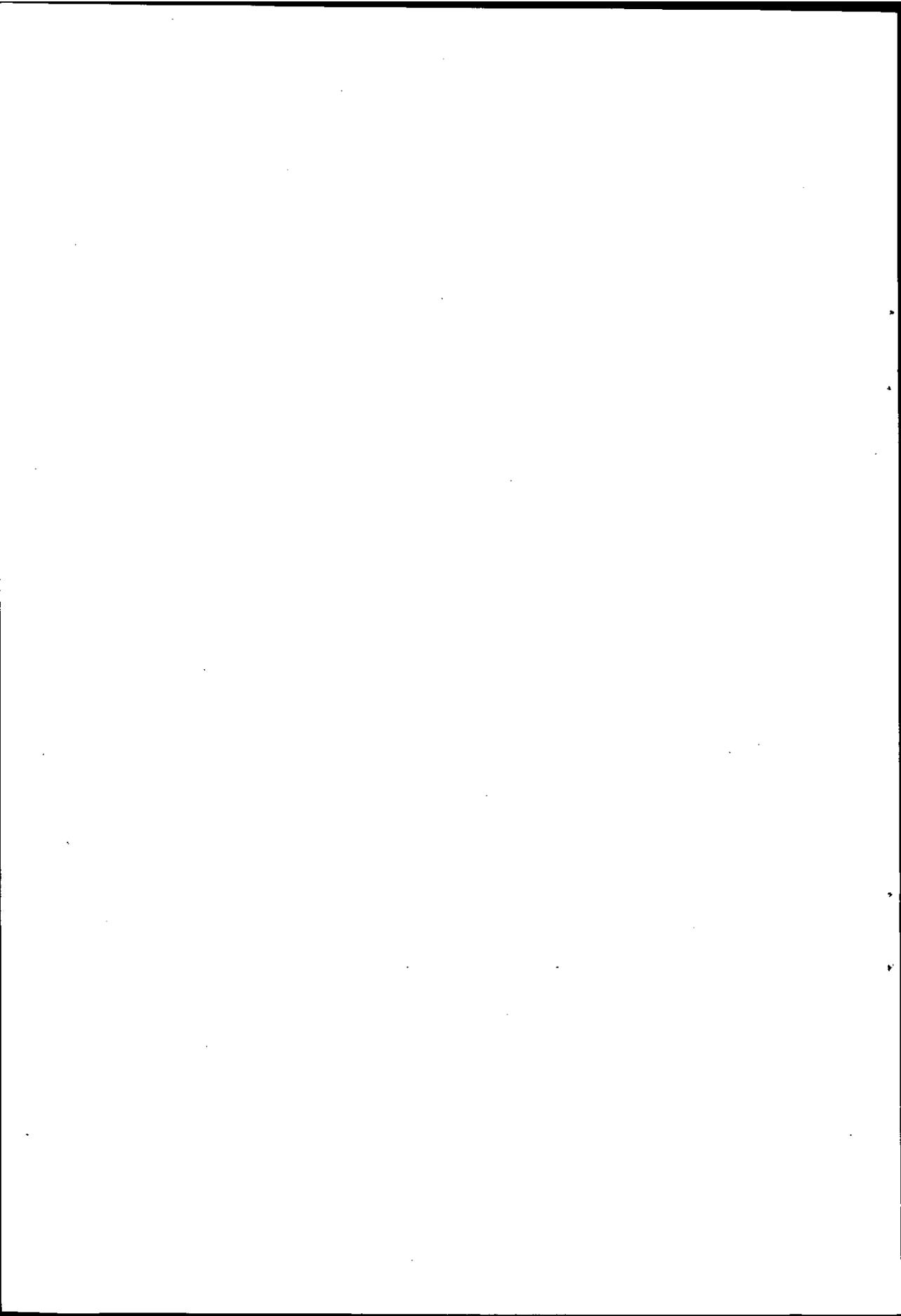
5 冠水に対する取扱い

磁気テープは紙と異なり、水に対しても十分に耐え得る。例えば、火災の際に水を大量に浴びた場合でも、24時間以内に水から取り出し、通常の室温で乾燥させれば元通りに使用できる。乾燥については、乾燥作用を助長し、より早く元の状態にもどすために、少なくとも2回以上の巻き直しを行なう必要がある。

以上、記録保存能力についての調査結果であるが、すべてこれらは、最悪の条件の場合を考えているので、通常の状態において保管・管理を行なうならば、磁気テープは相当長期間保存に耐え得るわけである。



四. 電子計算機の導入に伴う商法等改正問題
に関する見解



四. 電子計算機の導入に伴う商法等改正問題 に関する見解

企業の会計業務・株式業務等の処理に電子計算機を使用し、その記録の作成・保管を電磁的記録によって行なうためには、基本法たる商法を改正することが望ましく、昭和44年12月、会計・税務研究委員会は「商法改正に関する要望書」を法制審議会に提出した。

商法改正についての当委員会の考え方は上記要望書に尽されているが、その後商法改正に伴って、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法等に影響を及ぼす種々の問題が提起されてきたので、当委員会では、これらについて検討するとともに、民事訴訟法については、東大教授新堂幸司氏、一ツ橋大助教授竹下守夫氏、刑法・刑訴法については、東大教授平野竜一氏同じく藤木英雄氏の特別のご協力とご意見をえて、ここにこの見解書を取りまとめたものである。上記4先生には厚く謝意を表するとともに、ここに述べた見解はすべて当委員会のもので、文責はもちろん当委員会にあることをお断りする。

I 電磁的記録による作成または保存の対象

磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等（パンチカードを用いる場合にはこれも含む。以下これらを「電磁的記録」という）により作成または保存できる旨を明定する必要があるかどうかにつき、問題となるのは次のものである。

1. 会計帳簿

会計帳簿は電磁的記録により保存することができる旨を明定すべきである。現在、企業会計業務は電子計算機によって処理することが不可避となり、会計帳簿も電磁的記録により保存される部分が生ずることは必然的になった。しかもこれにより企業の会計・財務業務の合理化、近代化が助長され、経営の高度化に寄与することになる。

2. 営業に関する重要書類

営業に関する重要書類も電磁的記録により保存することができる旨を明定すべきである。現在、発注あるいは銀行に対する振込依頼に際して、同一内容の磁気テープを2本作成し、1本を取引先に交付し、他の1本を保存しておくという方法をとることがある。また、電気、ガス等の公共料金の請求書は電磁的記録からプリント・アウトし、その控えは電磁的記録のまま保存しているものが多い。このような実情にあるので電磁的記録により保存することができる旨を明定すべきである。

3. 貸借対照表、損益計算書、附属明細書

これらの書類は電磁的記録を用いる場合でも、決算期ごとに、当然、書面の形にプリント・アウトされるから、特に電磁的記録により保存することができる旨の規定を設ける必要はない。なお、これらのもののマイクロフィルムによる保存を認めることを考慮すべきである。

4. 株主名簿

株主名簿は電磁的記録を用いて作成できる旨を明定すべきである。株主名簿は株主数の増加と株式取引の頻繁化に伴い、実務上、電磁的記録を用いて作成することが不可避であり、またこれにより株式事務の合理化が促進されている。しかも特に不都合も生じていない。なお、株式事務のより一層の合理化のため、株主が届出たカナ文字（漢字にフリガナを付した場合も含む）による株主の氏名および住所の記載を認めることが重要である。

5. 社債原簿

社債原簿も電磁的記録を用いて作成できる旨を明定すべきである。わが国で発行されている社債は、ほとんどが無記名式であるが、その期限前償還、転換社債の転換、利札の処理など、償還までの社債原簿上の処理につき、電子計算機を利用すると、極めて能率的である。記名社債は外債について利用されるのが通常であるが、この場合には、社債原簿は株主名簿と同じような機能を営むものであり、電磁的記録によることが合理的である。さらに、登録社債については、社債等登録法により社債登録簿の備え置きが要求されているが（8条）、社債登録簿も上述したところと同じ理由により電磁的記録によることができる旨を明定すべきである。

II 電磁的記録を用いた帳簿書類の閲覧

1. 企業の経営に電磁的記録を用いることとした場合、帳簿書類は電

磁的記録により作成または保存されることが多くなる。しかしながら商業帳簿は、現行法の解釈上、従来のごとき書面の形で保存しなければならないとされる惧れがある。これは電子計算機の効率的な使用を妨げるので、このような解釈を否定するために、商法上、作成または保存を義務づけられている帳簿書類は、3で述べるように見読可能性を閲覧権者のために保証する限り、電磁的記録によることもできるものと明定されたい。

2. 帳簿書類は文書になった帳簿・書類のようにそのままで見読可能な形をとるものもあれば、磁気テープ、磁気ディスク、マイクロ写真等々の如く電子計算機などで転換しなければ、そのままでは見読可能にならない形のものもある。これらの形態は技術革新によって今後とも変革することが予想されるので、固定的な条文を設けて実態の変化に即応できないことにならないように、留意することが望ましい。このために包括的な条文を設けて何れの形をとるものであっても、法律上是認する旨を明らかにすることが妥当である。
3. 電磁的記録にあっては、そのままでは見読可能でないので、閲覧権者が見読可能なものに転換することを請求できるものとし、この点はとくに法律上明文の規定を以て定めておく必要がある。

このような規定があれば、企業は電磁的記録を見読可能な形にするために必要なプログラムを保存することになる。また監査上の必要性等から流れ図表（フローチャート）等をも用意しプログラムに限らず必要な監査証跡を残して監査目的に合致するようにすることも考慮されねばならない。

Ⅲ 使用機種に変更があった場合の問題

帳簿・書類を電磁的記録により作成または保存することを認めるについては、それを相当の期間内に見読可能なものとする事ができなければならないことを前提としている（Ⅱ-3参照）。

このことを前提とすれば使用機種の変更に当っては、旧機種と新機種との間に、共用性（compatibility）を持つように配慮されなければならないが、また共用性を持たない新機種が採用される場合には、磁気テープ、プログラム等もすべて新機種に適合するように再作成（reprogramming, conversion等）されて保有されなければならないことになる。したがって、特にこの問題について立法上の手当ては必要ないと考えられる。

Ⅳ 営業上の重要書類の保存範囲

営業上の重要書類については、現行法上その範囲が不明確であるが、電磁的記録をもちいることにより実務上、一層その範囲の明確化が必要であるので、「会計の書類」（商法第293条6項）を保存するように規定を改めて原始帳簿の保存範囲を明確にすることが望ましい。

Ⅴ 帳簿書類の保存年限

現行商法上、保存年限は一律に10年と定められているが、この点を改めて、帳簿書類の種類により保存年限を異にする必要がある。す

なわち企業の営業上基本的に必要なもの（貸借対照表、損益計算書、附属明細書）は10年の保存とし、会計帳簿その他のものは5年の保存とすべきである。なぜならば

- ① 企業の高度化、大規模化に伴って保存すべき帳簿・書類が膨大化し、そのすべてを10年間保存することは困難であり、且つ重要性に乏しいこと
- ② 監査制度の強化に伴い、監査人に十分な責任を課すことが可能になってきたこと
- ③ 取締役の民事責任についてはその無過失の立証責任は取締役にあり、これに必要な帳簿書類の保存は自衛上、法の強制なしに行なわれるから、その保存は企業の判断にゆだねてもよいこと等々の理由により、商法上、保存を義務づける期間は最低限にとどめるべきである。

VI 裁判所の提出命令の対象

電磁的記録自体を再現することは、裁判所にとって不可能な場合が多いし、可能だとしても容易でないのが大部分であるから、それらをプリントアウトしたものの提出命令を認める必要がある。なお裁判上、プリントアウトしたものと電磁的記録の内容との同一性が問題となった場合には、プリントアウトした関係者を証人として尋問する方法により、また検証の手續により、その同一性を確認することが可能である。

Ⅶ 電磁的記録あるいはそれをプリントアウトしたものの 証拠能力の問題

1. 民事上の証拠能力

わが国では民事においては証拠能力を制限する定めがないし、プリントアウトしたものと電磁的記録の内容との同一性および電磁的記録の内容の真実性を確認する手段が確保されているので(Ⅱ, Ⅲ, Ⅵ参照), 電磁的記録の内容あるいは, それをプリントアウトしたものの証拠能力を特別に制限する規定を設ける必要はないと考えるべきである。もっともプリントアウトしたものについては, 電磁的記録との同一性を証する作成者の署名がそれになされておれば, 民事訴訟法第322条1項の適用上は, 「原本・正本又ハ認証アル謄本」と同じ取り扱いを受ける旨の規定を設けることを, 立法上考慮する余地がある。

なお, 民事においても証拠能力の制限のあるアメリカ法のもとで, 電磁的記録から再生されたものの証拠能力を制定法上認めている場合(注1)だけでなく, そうでない場合にも(注2), その証拠能力を認めた判例があり, 学説(注3)もこれを支持していることに注目すべきである。またイギリスではコンピュータによって作成された文書の証拠能力について詳細な規定がある(注4)。

(注1) ネブラスカ州最高裁1965年2月5日判決

(V. コンピュータと法律, 53頁“判例1”)

(注2) ミシシッピ州最高裁1969年4月21日判決

(V. コンピュータと法律, 67頁“判例2”)

(注3) R.N.フリード著「証拠」

(V. コンピュータと法律, 43頁に邦訳がある)

(注4) Civil Evidence Act

(「EDP会計をめぐる諸問題——欧米における実態調査とわが国のあり方——」75頁以下)

2. 刑事上の証拠能力

刑事については刑事訴訟法323条において「商業帳簿、航海日誌、その他業務の通常の過程において作成された書面」は証拠能力が認められている(同条2号)。そこで電磁的記録に保存された会計帳簿は、書面とはいえないが、営業の通常の過程で作成されたものであり、その証拠能力を認めることができるであろう。また電磁的記録からプリントアウトされたものも、「営業の通常の過程において作成された」電磁的記録をそのままプリントアウトしたものであるから、その証拠能力を認めるのが相当であるがその書面が電磁的記録から忠実にプリントアウトされたものであることは、自由な証明により立証すれば足りるであろう。

なお、プリントアウトされた書面は、それが電磁的記録を正確に再現したものである旨の管理者の保証があるときは、それは刑訴法323条3号の「特に信用すべき状況の下に作成された書面」として証拠能力を認めることが可能である。したがってこの点について、特に立法の必要はないと考えられる。

VIII 文書等に関する罰則規定との関係

(1) 刑法259, 261条との関係

プリントアウトしたものを毀棄すれば、それが権利義務に関する他人の文書に該当するときは、刑法259条が適用されるであろう。電磁的記録自体を損壊した場合に刑法259条を適用することは理論上不可能とはいえないが、刑法261条が適用されると解する方が穏当であろう。電磁的記録を抹消した場合にも、そのものの効用を害するにいたったものとして、上と同じように刑法261条が適用されるであろう。

(2) 刑法159～161条との関係

プリントアウトしたものに変造を加えまたは変造した文書を行使した場合には、刑法159条2項3項および刑法161条の適用があると考えられるが、電磁的記録をうつしかえてその内容を偽った場合にこれらの規定の適用があるかは問題であるが、これを認める余地もあると考えられる。その場合、もとの電磁的記録をうつしかえる際に、もとの記録に作為を加えてそれと異なる内容の電磁的記録を作成したときは、偽造に該当すると考えられる。

なお、プリントアウトする権限のない者が行使の目的で勝手にプリントアウトした場合には、そのプリントアウトの内容のいかんを問わず、偽造に該当する。

- (3) 商法498条1項19号，破産法374条3号4号，
会社更生法290条1項3号との関係

これらの規定における「株主名簿」「社債原簿」「帳簿」「商業帳簿」等につき電磁的記録による作成・保存を認めた場合，電磁的記録自身が「株主名簿」等に該当すると考えられるので，上述の規定につき特に改正する必要はないと考えられる。

五. コンピュータと法律

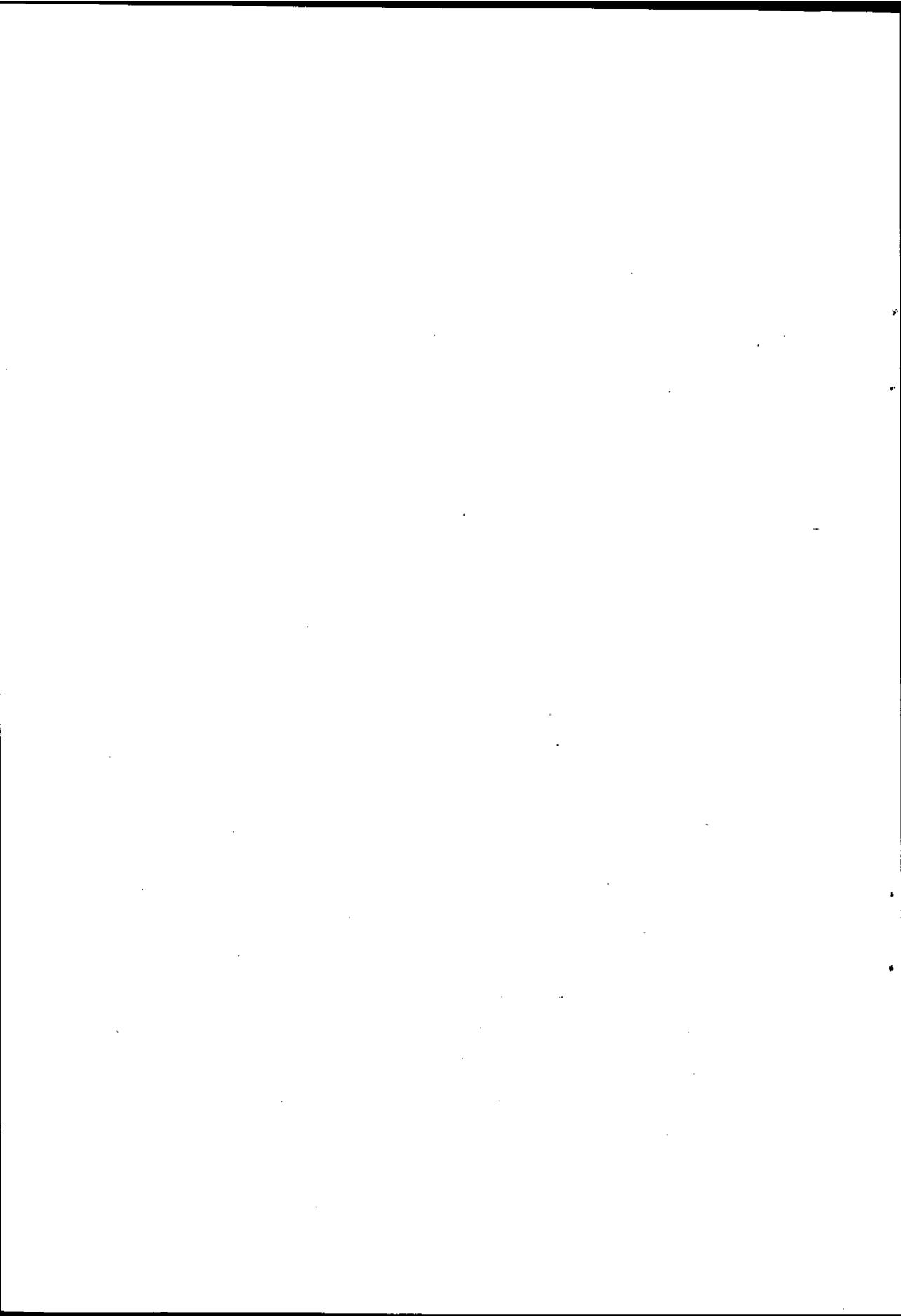
Computers and the Law

Robert P. Bigelow, Editor

A Publication of the Standing Committee

on Law and Technology American Bar Association

1. 税務行政と今後の方向 37
Tax Administration and Forecasting
William H. Smith
2. 証 拠 43
Evidence Roy N. Freed
- 〔判例 1〕 53
Transport Indemnity Co. v. Seib, 178 Neb.
253, 132 N.W. 2d 871(1965)
- 〔判例 2〕 67
Hershel King v. State of Mississippi for Use and
Benefit of Murdock Acceptance Corporation, No. 45315(1965).
- 〔判例 3〕 81
Lodge 743, IAM v. United Aircraft Corp.,
220F. Supp. 19(DC Conn. 1963)
3. 銀行取引 95
Banking John J. Clarke
- 〔判例 4〕 101
Burnett v. Westminster Bank Limited,
(1965)3 All Eng. Rep. 81.
- 〔判例 5〕 121
Association of Data Processing Service
Organizations, Inc. v. Camp, 279F. Supp. 675
(D. Minn. 1968)



1. 税務行政と今後の方向

ウィリアム・H・スミス

a 税務行政におけるコンピュータ

1967年、合衆国内国歳入庁はEDPマスター・ファイル・システムの全国的規模にわたる設備を完成した。5年間にわたる各地方単位の納税者の報告書を研究した成果がここに結実した。マスター・ファイルそのものには納税者の納税申告書の3か年の記録が収められており、また合衆国におけるすべての個人ならびに企業の勘定の状態が示されている。

このシステムを設計した主要な目的は、第1に報告済の納税データの検証を容易に行なうことと、第2に納税申告書の個別処理の方法ではなくむしろ一括・集中処理による方法を備えること、第3に過少申告あるいは過少勘定を組織的にかつ完全にチェックすること、第4に監査証査技術の改善のためにコンピュータの計算処理能力を利用すること、第5に給与・配当・利子等の支払者が提出する支払調書 (information returns) とそれらに関係した納税申告書 (tax returns) を付け合わせる仕事の単純化をはかること等があげられる。

このシステムにおける情報の流れは地方国税局での納税申告書の受領から始まる。まず予備的なスクリーンと必要な照査による申告書内容の確定を行なった後、一定の情報が編集され、磁気テープに記録される。その後、記録されたデータは地方国税局のコンピュータによって厳密に (mathematically) 照合される。必要な修正等がこれらのテープに行なわれると、これらのテープはウエスト・バージニア、マーティスブル

クにあるナショナル・コンピュータ・センターに送付され、そこでマスター・ファイルに転記され、保存されることになる。この時点でコンピュータ・システムならびにマシン・プログラムがデータに作用する。もし、納税申告書において税の還付が要求されているとしたら、還付金額記載小切手の発行前に、このシステムは当該納税者がこの還付金と相殺すべき税負担を持つかどうかを決定することになる。またもし、納税申告書が予定納税書であるとしたら、コンピュータは自動的に4分の1期分の納税告知書を準備することになるであろう。不正申告のチェックならびに申告書の監査証査もコンピュータによって行なわれている。年度末に、コンピュータは納税者が受けとるべき納税報告書を決定し、さらにこれらの報告書の包みを正確に分類して郵送されるべき宛先をも準備する。

合衆国内国歳入庁はコンピュータを他のいろいろな目的にも用いている。そのうちの主要なものとしては、歳入ならびに国富統計の編集、税法の改正が歳入に及ぼす影響の予測、納税者の意識測定、法律情報の集積等が上げられるであろう。

b テープによる申告書の提出

合衆国内国歳入庁は磁気テープによる納税申告書の提出を現在は考えていないが、給与等支払調書（様式W-2，1099ならびに1087）については磁気テープによる提出をこの数年来受けつけている。計算機を用いている給与・配当・利子等の支払者はこの形式による調書提出を便利でありかつ経済的であると考えている。1968年には3,500万

以上の給与等支払調査がこのようにして提出された。

ペーパーによる給与等支払調書の代わりに磁気テープでこれを提出する場合の必要条件は、1966年7月25日付内国歳入庁規則66-22に定められている。一般的にそこで必要とされる条件はテープ提出をできるだけ簡単に行なえるよう配慮されているが、しかし提出テープが内国歳入庁によって現実に使用しうることを保証するためにも、提出は歳入庁の認可を要する。ある場合においては、歳入庁規則をすべて満たさない内容であっても認められる。

テープによる給与等支払調書提出の申請書は地方歳入局のサービス・センターの管理者あて送付されねばならないことが定められている。

C 申告書の分類と区分

予算による制約から、歳入庁は毎年提出される数百万という納税申告書のほんの一部しか調査することができない。納税者の納税意識を高め、さらに人的資源をより効率的に発揮するために、歳入庁は重要な申告ミスを含む可能性の大きい納税申告書を確認しうる電子的方法(electronic method)をとることに踏み切った。

1963年以前には、申告書の仕訳けは経験のある地方歳入局によって行われていた。このような人間の手による方法は非常に多くの経験のある税務調査官を必要とし、さらに申告書選択の基準が不統一になっていた。他方、機械化による方法を導入した初期においてすら、あまりに多くの申告書を機械にかけすぎたため多くの費用を必要としたし、また重要な税の申告ミスのある申告書の調査に集中処理をなしえなかった。

(初期の機械化の時期においては機械による第1段階でのスクリーンに続いて、第2段階で人間によるスクリーンが必要とされた。)

機械による分類の効果をあげることを目的として、1965年、申告書選別の科学的方法の開発、特に選別機能分析に関する技術開発研究が始まった。その結果、申告書がマスター・ファイルを通して処理されるに従って重要な税額変更の可能性を多分に含む申告書をチェックしうる選別機能の技術が開発された。

納税者意識測定 (Taxpayer Compliance Measurement) プログラムによって集められた証査データを用いることによって、申告書選別機能方法は、納税申告書によって報告された情報についての相対的な重要度を明確に識別しうるようになった。ここでの重要度と納税者の情報を結びつけ、多くの申告ミスを含む申告書と申告ミスがほとんどないかあるいはまったくない申告書とをコンピュータに区別させる申告ミス予想リストを作成することができるようになった。異った階層の相異った申告書に対してはそれに応じた異ったプログラムが適用されることにより、もっとも緻密な納税申告書までも証査のために見分けられることになった。

内国歳入庁は現在申告階層別の選別機能プログラムを準備しつつある。これが完全に行なわれるようになると、第1に納税申告書の大量の調査、第2に低コストでの申告書分類、第3に納付税額変更を行なう納税者の著しい減少、第4にコンピュータ移動経費の一単位あたりのコスト減等を行なえる新しいシステムが期待しうるであろう。

d 税モデル

提案されている税法の効果の評価と税収入の測定のため迅速かつ正確な技術を必要とする財務省の要請に応じるため、合衆国内国歳入庁は納税人口の統計的モデルを開発した。

個人所得に関する税モデル (Tax Model) は 10 万人を越えない階層別サンプルで機械に読みとらせることができるかたちのデータより成っている。それは合衆国のすべての納税者を統計的に示すことができるように配慮されている。またこのデータは総合的なコンピュータ・プログラムのあるグループと結び合わされている。この個人納税者のための税モデルは非常な有効性を示しているので、内国歳入庁は他の納税者の分野にもこの考えを広げた。個人事業主ならびに法人企業のための税モデルについては前者は 1964 年の申告書から、後者については 1966 年の申告書から開発された。

税モデルの開発によって、税率の全般的変更、免税、控除ならびにその他の変更が収入金額や税配分に及ぼす影響を予測することが容易になった。1964 年の歳入法改正の沿革は、広範囲の法律変更に際して税モデルによって容易に課税の査定がなされた適切な例といえることができよう。税率変更に加えるに、この改正では、療養費免税、医療費控除、配当所得控除、退職所得控除ならびに基礎控除について配慮がなされた。

この税モデルは、源泉徴収済所得税と実際の税負担額をより一層一致させるような源泉徴収制度改善の諸提案を検討する際に、さらに利用しうる

と考えられる。すでに200以上の税モデルにわたって、納税者の各階層別源泉徴収の変更が与える諸影響を検討するためコンピュータのシミュレート作業が行なわれている。

税モデルは、税務行政の諸目的のための調査・研究用具としての価値に加うるに、それによって一般的な経済的調査のための微視的分析の技術を適用することが可能になった。事実、このモデルから農務省、商務省、その他政府各省のために多くの資料表が作成されている。個人の納税者の税モデルのコピーは、納税者の個人名等を除いた上で、民間調査機関が購入しうる便宜がはかられている。

2. 証 拠

ロイ・N・フリード

コンピュータ・システムの記録は、外観、型および内容において、伝統的な記録と著しく異なるので、コンピュータの使用により、証拠の許容性および立証の技術に関して興味のある問題が提起されている。コンピュータ・システムは、また記録保存のためにいろいろな要件を充たすことが必要となる。本章は、法律家が実務において出会うであろうタイプの問題を紹介し、それに対しいかにして解答が見出されるかを示唆しようとするものである。

コンピュータに関連する証拠上および立証上の考察は、次のように分類される。

注1)

営業記録に関する規則 (business records rule) または商

業帳簿規則 (shop book rule)^{注2)} のもとでの許容性

裁判外の許容としての許容性

最良証拠の原則 (best evidence rule)^{注3)} の適用の可能性

コンピュータの操作を通しての状況証拠

コンピュータ記録の発見

鑑定人の助力によって使用される場合のコンピューターの役割

記録保存についての考察には、充さなければならない要件の問題と法律上の本質的でない負担の除去の問題が含まれる。これらの点のそれぞれについて、この論文において次々に取扱うことにする。

a 営業記録に関する規則 (Business Records Rule)

伝聞証拠禁止の規則の例外としての営業上の記録に含まれる文書という表現が、さいわいにも非常に一般的なので (たとえば 28 U. S. C. § 1732(a), § 2 of the Uniform Business Records as Evidence Act and Rules 1 and 63 (13) of the Uniform Rules of Evidence), コンピュータ・システムによる新しいタイプの記録は、形式の問題としては、このような有利な取扱いを受ける資格を与えられる。それらは「記録」であるが、大部分の場合は、同時に会計「帳簿」でもある。コンピュータの記録は、行動や事件のなりゆきを十分に綿密に記録しており、また営業の通常の過程で使用されているので、信頼性のテストに合格しており、したがって、肉眼で容易に読むことができないというだけの理由で、営業上の記録として有利な取扱いを受ける資格を奪われるべきではない。それ故、かかる記録は、それを保存している会社はその内容の真実性を立証するために用いることができてしかるべきである。

特殊の機械によって読むことができる言葉であらわされている記録は、裁判官や陪審員が読むことができないから、直接に証拠として用いることができないという事実は、真の障害ではない。普通に読めるような言葉にプリントアウトされたものは、マグネティック・テープ、ディスク、ドラムその他の新しい媒体による記録を法廷で容易に使用しうるようにするものであって、機械的に作成された複製物である。訴訟のために特に作られたこれらのプリントアウトは、利用することのできない新しいタイプの記録の代替物として証拠として採用されるべきである。似か

よったものをあげるとすれば、外国語の通訳者または翻訳者が適当な先例である。コンピュータ・システムの印刷機は本質的には機械化された翻訳者である。

以上の提案はすでに裁判上も採用されている。Transport Indemnity Co. v. Seib, 178 Neb. 253, 132 N.W. 2d 871 (1965) (判例1) (判例2) はまさにその適例である。Louisville & Nashville R.R. Co. v. Knox Homes Corp., 343 F. 2d 887, 896 (CA-5, 1965) には、同じようなアプローチが連邦裁判所でも多分期待できるであろうことを示している。

必要なことではないが、州法のなかには、コンピュータ記録が通常と異なる形式にもかかわらずその許容性を明確に確認するものもある。たとえばデラウェア一般会社法224条はその例である。

b 裁判外の許容

肉眼では読むことのできない新しい形式であるコンピュータ記録が、プリントアウトを通して、裁判上の記録に取り入れられる証換とすることができる以上、このような記録は裁判外でも許容されるものとして認められるべきものである。コンピュータ・システムは、会社がいろいろな情報の処理操作を、人手によってではなく機械によってするために設定するものであるから、機械によって発生した情報については、それらが会社の利益に反するものでも、権限のある従業員によって作成された報告書と同じように、この原則が適用されるべきである。

C 最良証拠の原則 (Best Evidence Rule)

最良証拠の原則があるからといって、コンピュータ記録によることが阻止されるべきではない。通常、この原則は営業上の記録には適用されない。このことは、たとえば捺印証書のように、正確な内容の書面が発行されている場合には適当である。その書面が機械の中に組入れられている場合には——このような状態は今日は非常に稀なことであるが——、そのプリントアウトされたものは、もしすべての記録された資料が再生されたという保証がある場合には、それらの書面を裁判上の記録として提出するのにもっともよい伝達物 (vehicle) である。ここでも、翻訳との類比が適当である。

d コンピュータの操作を通しての情況証拠 (circumstantial proof) による立証

コンピュータ・システムの企画者は、ますます、伝統的な記録なしで済ませるようになってきている。多くの場合、機械システムによれば、形式的には分れているいくつかの操作を統合するので、中間記録を作る必要がない。かつては通常書面にあらわされていた事実であって、現在では書面にあらわされていないものの立証は、多くの場合、情況証拠によって十分にすることができる。このような情況証拠による立証は、二つの方法のどちらかですることが可能である。一つはプログラムおよび特定のインプットを実際に再現してアウトプットされたもののうち疑問のあ

る部分の動きを複製することができれば、その方法である。そこでは、はじめの動きと同じでなければならず、またそのことが立証されなければならぬ。もう1つの方法は、アウトプットのうち疑問のある部分のプログラムおよびインプットを資格のある者によって検査することができる場合にはそうすることである。

コンピュータの高度な正確性からみて、このような情況証拠による立証は、人間の行為を含む立証よりも、もっと説得力があることを認めるべきである。そして、このタイプの立証を試みるに際しては、法律家は、機械的蓋然性に関してコンピュータの専門家による証言を受ける用意をすべきである。さいわいにも、その蓋然性は通常非常に大きいので、実際の困難性は提起されないであろう。

e コンピュータ記録の開示 (discovery)^{注6)}

文書持参証人召喚令状 (subpoenas duces tecum)^{注7)} にたよることも含めて、訴訟の相手方または第三者に対して事実または文書の発表を要求するという問題において、新しい形式による記録が存在する可能性のあることを承認すべきであり、かつ、要求される記録の形式を明確化すべきである。いくつかの事件において、機械によって読むことのできる資料が、コンピュータによる、より容易なより経済的な分析のために、伝統的な書面による記録とともに、またはそれに代って欲せられるかもしれない。それによって、機械によって読みうるパンチカードに転換するという手続は避けられるであろう。他方、要求した当事者がコンピュータ記録を利用することが不可能な場合には、読むことのできない記録が作ら

れるという危険がある。

弁護士が肉眼で読むことができる記録を要望したのに対して、新しいコンピュータ記録のみが利用可能だという主張を受けた場合、弁護士は、伝統的記録を保存しなかったのは、会社がコンピュータ・システムを利用して経済的利益、その他の利益をはかっているのだという理由で、こちらが費用を負担しないでプリントアウトすることを主張することができるであろう。他方、もはや必要のない記録を、たんなる法律関係の相手方の必要のために作ることが要求者が費用を負担しないかぎりではできないという主張は、説得性を欠くであろう。コンピュータ記録のプリントアウトを求める当事者に有利な事件として、Local 743. IAM v. United Aircraft Corp., 220 F. Supp. 19 (DC Conn. 1963) Aff'd 337 F. 2d 5 (CA-2 1964), cert. denied 380 U. S. 908 (1965) (判例3)がある。…… (中略—訳者) ……。

f コンピュータ計算による分析

コンピュータによる分析から生じた情報は、その分析を指揮した資格のある鑑定人の意見として証拠に採用される。この目的のために利用されたコンピュータは、本質的には計算機械として役立っており、これがなければ、もっと初歩的な機械の助けを借りて人手によってなされていたであろう操作をしている。それによって生じた情報は、インプットされた資料および操作技術についての性格と妥当性に関する知識を備えた者が証人席にいないと、反対尋問によってテストすることは不可能である。

g 記録保存の要求

利用しうる証拠が実際に必要だということに加えて、コンピュータ化を企画している特定のシステムで保存しなければならない記録の種類は、特定の制定法または政令（通常特定の産業に適用されうる）、権威ある政府外の明細書、契約、または内国歳入庁の監査手続法によって指定されるかもしれない。通常、コンピュータが利用可能になる以前に採用された要件のなかには、新しいシステムに合致しないものがあり、それは社会に害を与えることなしに削除することができるであろうし、機械システムは社会の利益を増進するであろう。適例として、病院に保存されている患者の病気の記録がある。病院資格認定合同委員会の基準は、多くの州の厚生省の規則と同じように、多分、同一性の証明のためだろうが、医者の署名を添えることを要求している。しかしながら、これらの記録を、署名をすることの不可能な新しい媒体により保存することは、より以上の改善された病気の治癒とプライバシーが約束される。現在コンピュータと両立しうる同一性確認の方法（たとえば機械によって読みうる浮彫りを施した封かん紙（embossed wafers）など）を採用するための工夫に着手されつつあり、成功の見通しはきわめて明るい。

コンピュータ・システムを、伝統的技術に代えて、記録保存のために使用することがいけないという理由は存在しないように思われる。（明確な形式的要件が充されるかぎり）。それにもかかわらず、いくつかの州では（224条について前述したデラウェア州を含み）、特別に、会社に対して、各種の検査の権利を尊重すべきことを要求しながら、この

ような変化を認めている。このようなやり方が、その他の者でも記録をコンピュータで保存する権限をもつということに、疑いを投げかけることのないように望みたい。

注1) 営業記録に関する規則 (business records rule)

営業記録の証拠としての取り扱いについては、「証拠としての営業記録に関する統一法 (the Uniform Business Records as Evidence Act)」に規定がある。その翻訳は、海外EDP実態調査団報告書に掲載される。

注2) 商業帳簿規則 (shop book rule)

伝聞証拠 (hearsay evidence) は証拠として許容されないと、いう原則の例外として、商人が営業の通常の過程で作成した帳簿の原本は証拠として許容されるという法則

注3) 最良証拠の原則 (best evidence rule)

二次的証拠に対する一次的証拠を best evidence という。すなわち謄本のようなものは二次的証拠とみなされるのに対して原本は一次的証拠とみなされる。文書の内容を証明するには、提出しうるかぎり原本を提出すべしとするのがこの原則。

注4) (判例1) の翻訳は本論文の翻訳の後に掲載されている。以下の(判例)も同様である。

注5) (判例2) として *Hershel King v. State of Mississippi for Use and Benefit of Murdock Acceptance Corporation*, 222 So.2d 393 (1969) の翻訳を掲載する。この事件は、本論文に引用されているものではないが、本

論文で取り扱われている問題に関する最新の判決である。

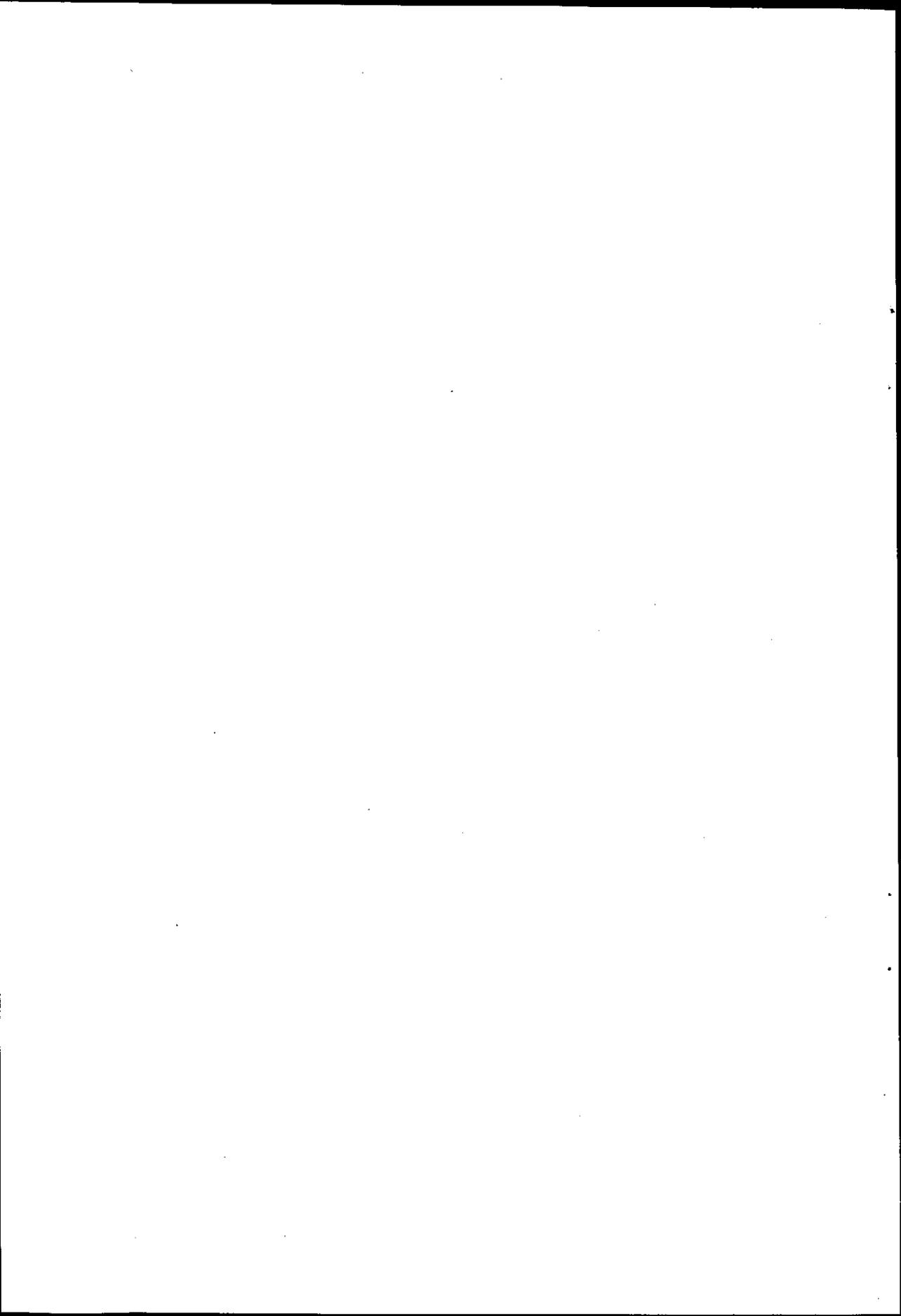
注6) 開示 (discovery)

法律による保証のもとに、公判前記当事者が相手方または第三者から訴訟資料を取得する制度 (竹下「discovery」英米法判例百選・ジュリスト254頁参照)。

注7) 文書持参証人召喚令状 (subpoenas duces tecum)

令状に指定した文書を持参して証人として出頭すべしと命ずる罰則付令状。

なお、以上の英米法上の用語の意味については、高柳，末延編「英米法辞典」に負うところが大きい。



〔判例 1〕

Transport Indemnity Company,
Appellee v. John Seib, Appellant
Impleaded with John Seib, a/b/a
Shippers Motor Express et al.,
Appellees, Supreme Court of Nebraska
Feb. 5, 1965.

保険契約に基づき既経過保険料 (Premium earned) 請求のために、保険業者により提起された訴訟。ランカスター郡地方裁判所のポーク判事は、原告に有利な判決をしたので、被告が控訴した。最高裁判所のホワイト裁判長は、とくに以下のように判示した。すなわち、被保険者たるトラック業者のために支払われた賠償額および事業が受け取った総額の記録が電子機械装置によって如何にして作成されかつテープで保存されたか、また契約に基づき既経過保険料の総額が、かような装置によって、合意された形式に従って、どのように計算されたか、ということに関する保険会社の取締役経理部長の証言があったので、営業記録法 (Business Records Law) (R, R, S, 1943年 § 25-12, 109) により、テープの記録及び計算を、証拠として承認する正当な基礎が与えられたという判決であった。

1 証拠 370(4)

営業記録法の目的は、営業の通常のプロセスにおいて作られ、組織的に記

入された記録であれば、これを証拠として認め、記録を最初に記入した人を証人として確認し、所在を確かめ、出廷させる必要がないとすることにある。(R, R, S, 1943年 § 25-12, 109)

2 証拠 376(1)

保険会社の経理部長の証言、すなわち、彼の指示で、トラック運送に従事する被保険者のために支払われた賠償金の記録、及び事業が受取った金額の全額の記録が、電子機械装置により、どのようにして作成され、かつテープで保存されたか、ならびに、既経過保険料が、いかにして、合意された方式に従ってか、どのような電子的装置により計算されたかに関する証言により、営業記録法のもとで、かような記録や計算の結果を証拠として認めるための十分な根拠があるとされた。(R, R, S, 1943年 § 25-12, 109)

3 証拠 351, 354(4)

営業記録法の下では、記録の特別な方式ないし様式は、何ら要求されない。また、電子機械装置により作成され、テープに保存された記録はそれが法令の要求を満たすならば、同じ会計情報や計算を記録する会計帳簿ないし会計記録と同様に証拠として許容される。(R, R, S, 1943年 § 25-12, 109)

4 証拠 351

営業記録法は、営業の実体及び職業上の慣行を、そのまま裁判所へ持ち込めるように考慮されたものであり、この法令についてはその実効性を破壊するような狭い解釈がなされるべきではない。

5 証拠 354(4)

被保険者たるトラック業者のために、保険会社により支払われた賠償金の記録、事業が受け取った金額の全額の記録および電子機械装置により作成され、かつテープで保存され、合意された形式に従って、かような機械装置により計算された結果発生した既経過保険料の記録につき、その情報源、作成の方法、時期が、営業記録法にもとづき、証拠として認められることを正当化されるようなものとされた。

6 証拠 356

電子機械装置によってテープの記録が作成され、保存され、かつ、そこでの情報伝達とか計算が営業の通常のプロセスで行なわれ、かつ、営業目的のみのために作成されている場合には、テープの記録からの再生が訴訟目的のためになされたということは、営業記録法における証拠として、証拠能力を認めることを妨げなかった。(R, R, S, 1943年 § 25-12, 109)

7 契約 99(1), 175(1)

法は、両当事者が自分達の契約の趣旨を理解し、契約書の字句が示す通りの意図を有したものと推定する。

8 訴訟 194(11)

概して、契約の解釈に関して、保険契約で既経過保険料を請求するための訴訟で与えられる指示とか、あるいは両当事者が契約の趣旨を理解しているという推定とかは、原告の立証責任を果たす助けになるような基本的な事実の存在に関する推定を宣言するような、異議の余地のあるものではなかった。

9 訴答 236(1)

裁判所は、判決の前後を問わず、正当性を促進するのに役立つ限り、その状況の下で適当な条件で、その修正が本質的に請求や防御を変更しないものであれば、訴答の変更を許可する広い自由裁量を有する。
(R, R, S, 1943年 § 25-852)

10 訴答 236(5)

約2年間に亘った一連の取引に対する保険契約で、既経過保険料を請

求するという本質的に会計的な訴訟において、その訴訟の終結時に至って、証拠に適應するように金額を変更するという原告の請求を許すことは、原告の請求の原因や説明を変更しないものであり、又、自由裁量権の濫用でもなかった。(R, R, S, 1943年 §25-852)

裁判所による摘要

1. 1943年 R, R, S, 25-12, 109節によれば、行為、条件あるいは事件に関する営業記録は、以下のような条件を満たせば、証拠能力のある証拠である。すなわち、保管者あるいはその他の資格のある証人が、その記録の同一性及び作成の方式について証言し、かつその記録が営業の通常の過程で、その行為、条件あるいは事件の発生時又はそれに近い時点で作成された場合で、さらに裁判所の正当な判断により、当該情報源、記録方法及び作成時点が、証拠として許容することを正当化するようなものである場合等々である。
2. 法令25-12, 109, R, R, S, 1943の目的は、その記録を当初に記入した個人を証人として、その同一性、所在及び製作したという証言を必要とすることなく、営業の通常の過程で組織的に記録されたものを証拠として許容することにあった。
3. 記録の特別な様式ないし形式は、何ら必要ではなく、又電子機械装置により作成され、テープに保存された記録は、法令の要求を満たす限り、同じ情報及び計算を記録する会計帳簿ないし会計記録と同様

に証拠として認められる。

4. 営業記録法 25 -- 12, 109 節 R, R, S, 1943 は、事業の現実と職業上の慣行を裁判所に持ち込むことを意図したものである。したがって同法については、その実効性を破壊するような狭い解釈をしてはならない。
5. 法は、当事者達が契約の趣旨を理解し、又、契約書の文言が示す意図をもっていたと推定する。
6. 裁判所は、判決の前後を問わず、正当性の促進に役立ち、またその状況の下で適当な条件でその修正が本格的に請求ないし防御を変えない場合には、訴訟手続の修正を許すことができる。

☆

ネルソン、ハーディング&アクリー、チャールスF. ノーレン、チャールスJ. キンボール、リンカーンが控訴人代理である。

ペリー&ペリー、リンカーンが被控訴人代理である。ホワイト裁判長、カーター、スペンサー、ボスラフ及びブラウワー判事、またボロック及びインドナー地方判事が本件に関与した。

ホワイト裁判長：

これは保険料請求訴訟である。

6,639ドル46セントの金額を原告に支払うよう原告勝訴の陪審員の判決があったため、被告たるジョン・セイブが控訴。

被告は多くの州をまたがってトラック業をしていた。原告は遡及効果を有する保険契約をしている。その契約条項にもとづき（証拠書類

1及び2), 被告は自分の毎月の収入総額の一定割合で計算されただけの前払保険料を支払っている。その保険は、対人傷害、対物損傷及び積荷責任をカバーしている。損害が原告に報告されれば、手続が進められて賠償金が支払われる。被告は損害発生状況を四半期毎に受ける。被告は1,000ドルに達するまで損害額及び費用の全額を支払い、原告はその超過額を支払う。両当事者により合意された契約文に依れば、既経過保険料は遡及して計算されることになっている。他の運転手(operator)の引き起こした損害は、計算の要素に入れない。各々の損害に、一定の検証費、間接費、税金、手数料及び管理費が加えられる。そして正味の額は、既経過保険料(earned premium)として被告に賦課される。その金額は各々の損害について計算されるが、1,000ドル以上にすることはできない。原告は損害額の差額を支払う。前払保険料が損害額を超過するような場合は、被告が払い戻しを受ける。前払保険料が損害額よりも少なければ、既経過保険料として被告は差額を支払わねばならない。---- 保険契約はいずれの当事者からでも、何時でも解除することができる。当該保険は、1960年4月に加入され、かつ1961年5月に解除された。

支払うべき保険料を確定するために、カリフォルニア州ロスアンゼルスに本社がある原告は、証拠書類14を証拠として提出したが、その書類は成立の基礎に関して異議が申し立てられている。それを証拠として受理することを許可したのは誤りであると申し立てられている。証拠によれば、書証14の性格ならびにこれを証拠として受理することを許可した根拠について、次のような概要を把握できる。書証14は電子機械装置によって作成され、プリントされたものである。それは、原告の会社の取締役経理部長リーランドS.トーマスの指図によって作成された。

そして、彼の証言が書証14を証拠として許可する根拠となったものである。書証14の記録はトーマスの管理保管の下にある。その記録から得られた公正な結論は、提供された数字及び計算結果が彼の個人的な知識の範囲内で正確な計算であるということである。直接尋問の結果、この証人、リーランド・S・トーマスは以下のように証言した。「質問（アクリー氏による）＝トーマスさん、書証14はI. B. M.あるいはその他の作表機によって計算されたものか、おっしゃって下さい。答＝これらの計算は、機械によって行なわれました。それらの機械はすべて電子計算機です。私どもは、このような保険証券の様式に合うように、まず一定の形式を用意致します、皆さんが希望することができるように、いろいろの種類 of 保険がありますので、一定の情報を機械に記憶させるために、一定の形式が用意されなければなりません。そして、一つのケースを選びますと、その度に、我々はそのケースを機械に記憶させます。そうすると機械は、保険料を加算したり減算したりして計算の作業を致します。丁度、簿記会計によって行なわれる場合に用いられる手段と同じことをする訳です。私どもが形式を指定致しますと、機械がそれを計算しまして、テープにすべてを記憶致します。

損害に関する情報が機械に打ち込まれますと、機械がそれらを記録して、必要な方式で計算を致します、そしてテープにそれが記録され、保存されます。」この書証の大きい頁4頁分で各々の事故毎に、日付、運転者氏名、事故の種類（コード化されたもの）、損害の額及び類型、保険約款によって配分された経費及びその他の情報が記録される。それらから保険料を計算することができる。保険年度の間保険料に賦課されるべき支払済みの損害の総額は、書証14の最初の2頁に示されている。

支払われた前払保険料の額がこれに記録されている。最後の4頁にある各人の損害記録は、1頁及び2頁にある支払義務のある履行期の到来した保険料の額の計算を補うことになる。1頁及び2頁で、機械が保険料に配賦されるいろいろな損害の全額を出し、それを契約の方式（書証1及び2）に合わせ、その年の支払義務のある保険料の全額を計算し、すでに支払われた保険料を控除し、そして支払われるべき額を示す。それは、通常の営業の過程で行なわれている簿記である。それは四半期に1回、被保険者セイブに送られた。それは累積的な記録である。その情報はテープに記録され、かつ何時でも機械が、書証14のように一定の形式に従って現在までの支払われた損害賠償額及び支払われた保険料、および支払われるべき保険料を示す記録を再生することができる。トーマスは、書証14の計算が、契約における被告の保険料と正確に一致すると証言した。この証人トーマスは、書証14の各項目につき詳細な説明をした。彼は書証14に示されている損害賠償の全リストを提示し、契約に従って支払われるべき金額を計算して、これらの金額と、書証14の機械計算の結果とを一致させてみせた。この証人の証言は、書証14の成立の基礎に関するものが殆どであるが、この記録の141頁に及んでいる。そのすべてを要約することはできない。この記録及び計算は、原告の通常の業務執行の一部として為されたものであり、この記録の保存は業務上欠くことのできない部分を占めており、またその記録は、被告の保険契約とは別に保管されていたことが明らかである。この書証によれば、1960年4月1日から1961年4月1日に至る保険年度1年間に損害賠償のために支払われた額は、39,828,50ドルであることを示している。契約約款にしたがって処理した結果、既経過保険料総額が10,301.45ドルで前払保険料として被告により3,046.18ドル

が支払われており、赤字が2,069.03ドルで、支払われるべき残額が5,186.24ドルである。同様なことを1961年4月1日から1962年4月にあてはめてみると、原告の支払われるべき額が正味1,453.22ドルになり、総額では6,639.46ドルが支払われるべきことになる。これが陪審員の評決の結果である。R, R, S, (1943年)25-12, 109条は次のように規定している。即ち「行為、条件あるいは事件の記録は、以下のような要件を満たすならば、関連性のある限りにおいて証拠として許容される。すなわち、保管者あるいは他の資格を有する証人が、その同一性とその作成の方式について証言し、かつ、営業の通常の過程で、行為、条件なし事件等の発生時あるいはそれに近い時点で作成された場合で、さらに裁判所の見解によって、情報源、作成方法及び作成時期が、証拠として許容することを正当化するようなものである場合である」

[1] この法令の解釈に当って、当裁判所は、ヒギンズ対ループ河公益事業事件で次のように述べた（ネブラスカ159, 地方裁判所, 549, 68N, W, 第2版170頁）。「この法律の目的は、商業帳簿が伝聞証拠規則の例外をなすという確立された原則に基本的な変更を加えることにあるのではなく、営業の通常の過程で記録を記入した個人を確認することなくその所在のいかんを問わず、かつ証人として出廷させるまでもなく、組織的に記入された記録を証拠として許容することを認めることにある。」（下線部は強調した部分）。

[2] 基礎となる証言 (fundamental testimony) は、ここでは法令に従うものであり、前述のヒギンズ事件で述べられた法令の目的の範囲内に直接に入っている。テープに記録した損害に関する情報を当初提供した人を証人に立てて、その正当性をいう必要はなかった。

被告は、どの点でこの法令の定める基本的な要件に適合していない

かを、我々に指摘することに失敗した。同一性及びその作成の方式および営業の通常の過程で作成されたということは、十分に証明された。その意味合や“同一性”の、完全にして理解し易い説明も為された。我々はそれを見て、被告の異議は、書証14の重要性と信頼性についてのみ触れているのであり、その証拠としての許容性についてではない。書証14は、被告に対する原告の受取勘定債権の記録である。それは被告自身によって受け取られた総額と与えた損害賠償に関する報告を示している。それは電子機械装置に記憶され、合意された形式で処理され、全部が通常の必要な営業活動の一部として処理され、原告の会社の記録となっている。その計算は、証人トーマスの証言によって真正さを証されており、当初の損害額と、受け取られるべき最終金額の計算とが一致していた。この手続は、合衆国対オリボ事件（3巡回裁判所278，下第2版415）で承認されたものときっぱりと適合している。そこでは以下のように判示している。「証人は取引におけるのみならず、とくに文書を作成していたその会社においても、十分に確立している業務手続について証言した。この文書が、会社の記録を組織的にきちんと、適時に作成し、保管するための、会社の確立された手続に従って作られていたために、この文書には、すべて真正であるとの証明が付されている。」

(34) 記録には特別な方式も形式も必要とされない。法令は事業の現実と職業上の慣行を裁判所に持ち込む意図を持っていた。そこで法令はその明確な実効性を破壊するような狭い解釈をしてはならない。（合衆国対オリボ（前述））。

機械は、ここでは営業の通常の過程で、簿記会計の仕事を遂行して

いる。書面の代りに、情報や計算結果がテープに保存され、そしていつでも再生され、プリントすることができる。テープに保存された記録は、原告の会社の事務所に毎日入ってくる情報に基づいた、累積された記録を供給する。そしてテープは、各々の被保険者の計算処理をするために、組織的な手続に変じて機械にインプットされる。

法令の条文に関して、我々は次のような見解を有する。すなわち、「情報源、作成方法及び作成時期は、それ（書証14）を証拠として許容することを正当化するものである。」そうでないと主張すると、当初の損害賠償の資料や報告を作成する必要があるが、この場合は、伝聞証拠の法則の厳格な適用があって、多分承認され難いであろう。

- (5) 被告には書証14と同じ形式で、しかも同じテープから作成された、四半期毎の報告が送られた。それは彼の損害高や経費支出高と支払うべき保険料の計算とを示していた。原告との取引期間中、被告はこの記録の正確性について質問を発しなかった。書証14はたんにこれらの四半期ごとの記録の累積にすぎない。原始資料は、被告自身から提供されている。損害に対する支払額や性質を尋ねられていない。この状況は、文書の真実性と証拠の出所を支えるものであり、以下のような結論を導き出す助けになる。「情報源、作成方法及び作成時期は、それを証拠として許容することを正当化するものである。」(R, R, S, 1943年25-12, 109節)

被告はヒギンズ対ループ河公共事業の前述の事件を引用して、書証14がこの訴訟に使用するために用意されたので、証拠として認められないと主張している。

(6) この主張は、本質を離れた形式論である。テープの記録からの再生は（書証14）、訴訟のために作られたものであった。しかし、テープの記録やそこに記されてある情報及び計算は、営業の通常の事業活動の中で、営業目的のみのために作られたものである。被告のこの主張には、何らメリットがない。

(78) 被告は第4の指示を誤りであると指摘している。第4の指示において、裁判所は陪審員に対して以下のように説諭した。すなわち、契約の解釈に際して、契約は全体として解釈されねばならない。そこで、「両当事者は彼らの契約の趣旨を理解し、契約語句が明らかにしている意図を持っているということを、法律が推定する。」これが実体法の十分に確立された基本的な言明である。（フレンツェル対ソーブランド，161ネブラスカ，505，73，N，W，第2版652参照。）これは、法の精密かつ抽象的な言明であって、契約の意味と範囲について、陪審員が決定を下す助けとなる。それは、過失のような究極的な事実の存在の推定を宣言したものではない。過失の推定は立証の助けになり、裁判所に対して、かかる推定は覆しうるということを言明することを裁判所に要求する場合があるかもしれない。……………裁判所は

「推定する」という語句を用いたが、しかしそれは、原告の立証責任を助けるように、事実の推定を創設する意味で用いられているのではなかった。推定と述べたことは、陪審員に誤解を与えないように、用語は適当に制限されている。この被告の主張には、何らのメリットもない。

(910) 証拠に適合させるようにするため、裁判所は原告に対して、裁判の結了に際して、金額に関して修正することを許した。これは誤りとされている。これは主として保険料支払のための経理部門の事件である。保

險料として支払われるべき金額の総額に関する証拠は、訴訟において申し立てた額と異っていた。しかし、請求の原因は変更されておらず、また原告の場合には、主張をも変更されていない。およそ2年間に亘って一連の取引から生じた請求金額は、訴訟の最初の争点であった。裁判所は、正当性の促進のために、この件に関して広い自由裁量権を与られている。ここで6,639.46ドルという金額に証拠が一致するので、単純に金額をそれに変更したにすぎない。その修正は、適用条文（R. R. S. 1943年25-852節）の定める範囲内で、「本質的に請求とか防御を変えるものではない。この被告の主張はメリットがない。

そこで被告の違法の主張は支持されなかった。裁判所の判決は正確であり、原告の主張が容認されるに至った。

〔原告の主張を認容〕

〔判例 2.〕

Hershel King v. State of Miss-
issippi for Use and Benefit of
Murdock Acceptance Corporation
No. 45315 Supreme Court of Mi-
ssissippi April 21, 1969

〔要旨〕

本件は、公証人が信託証書に、信託的権利移転を確認する旨の虚偽の証明書を添付したことを理由として、公証人およびその保証人を相手方として提起された訴訟である。アルコーン郡の衡平法裁判所裁判官Fred P. Wrightは、原告に有利な判決を下した。最高裁判所 Gillespie P. 判事は、電子計算装置によって保存された営業記録のプリントアウト・シートは、次のことが示されれば、それらが当面の問題に関連性があり、かつ重要であるかぎり (if relevant and material)、営業の通常の過程において情報を機械にインプットした者を確認する必要なく、その所在を問わず、かつ証人として出頭させる必要もなく、証拠として許容されるとする。すなわち、計算装置が標準的装置として認められているものであること、インプットが、記録されるべき事項の発生した時またはその時から合理的な程度に間もない期間内に、営業の通常の過程でなされていること、および情報源、作成方法および作成時期がその信頼性を示すものであり、かつそれを証拠として許容することを正当化するようなものであること、について基礎となる証言 (funda-

mental testimony) が裁判所を満足させるものであるということである。

控 訴 棄 却

William L. Sharp, Corinth 控訴人側代理人

Smith & Downs, Corinth 被控訴人側代理人

Gillespie 裁判長

本件は、the State of Mississippi for the use and benefit of Murdock Acceptance Corporation に有利で、Hershel King に不利なアルコーン郡衡平法裁判所の判決に対する Hershel King からの控訴事件である。訴訟の基礎は、信託証書に、公証人が、信託的権利移転を確認する旨の虚偽の証明書を作成・添付したことであった。King は公証人である。

問題点は、(1) Murdock が汚れた手で (unclean hand) 衡平法の救済を求めたといえるかどうか、(2) 公証人の作成した虚偽の証明書が Murdock の損失と相当因果関係にある (proximate) 原因であったという認定を正当化するのに十分な証拠であったといえるかどうか、(3) 電子計算装置にインプットされ、またその装置によりプリントアウトされた営業記録が証拠として許容できるかどうかである。King によって提起されたもう一つの問題は、意味がなく、議論に値しない。

Murdock は、自動車および車庫の販売に従事している販売業者に対して、条件付売買契約 (conditional sales contracts) を買い

とる方法で融資をしている。Serl Andersonは、車庫の販売業者であり、Murdock から融資を受けていた。Andersonは大規模な配送センターを経営しており、かつ他の場所では代理人 (agents) を通して、車庫を販売していた。その代理人の中にミシシッピ州の John H. Putt of Corinth がいた。Murdock は、Andersonから6個の条件付売買契約を買い取ったが、そのうちの2つの契約には、Putt が Anderson と連署していた。Murdock は、Puttが、契約に記載されている車庫を取返していると主張している。Anderson は破産し、Murdock は、Putt を証人として債権者集会に召喚した。Murdock は、支払われるべき全残額が約16,000ドルになる前述の6個の契約につき、Putt が責任を負うべきだと主張した。

債権者集会がはじまる前、Putt は、Murdock の自分に対する権利につき解決案を提起し、もしMurdock が、破産手続においてPutt を証人として召喚しないこと、6個の条件付契約の作成者 (makers) を追求せず、また車庫を取戻さないことを了承するならば、Murdock に対して11,000ドルの手形を振出すということを約束した。この解決案の一部として、Putt は、その手形に、自分の妻、および自分の両親である J. Harvey Putt と Captola Putt に署名させること、ならびにその手形を J. Harvey Putt の有する財産上の信託証書 (a deed of trust) によって担保することを約束した。Murdock は、11,000ドルの手形の担保として提供することを提案された財産の価値を調査した後、この解決案に同意した。

そこで、手形と信託証書とはMurdock に交付され、手形には John H. Putt, その妻, J. Harvey Putt および Captola Putt の署名が

なされ、手形を担保する信託証書については、Hershel King の前で権利移転の確認がなされ、Hershel King は信託証書に、権利移転確認の証明書 (certificate of acknowledgement) を記載した。John H. Putt はその後何度か支払いをし、この訴訟が提起されたときは元金残額は 8,900 ドルに減っていた。手形の支払いにつき不履行があったので、Murdock は信託証書にもとづき、競売手続をとろうとした。J. Harvey と Captola Putt は、---、自分たちは手形および信託証書に署名していないこと、および Hershel King の信託証書に関し、権利移転を確認する旨の公証人としての証明書は虚偽であることを理由として、その売却を禁止した。その後、この訴訟は、Hershel King およびその職務上の保証金の保証人である Hartford Accident and Indemnity Company を相手になされた。この事件の終結において、衡平法裁判所裁判官は、Hershel King および Hartford Accident and Indemnity Company に対して、公証人の保証金である 2,000 ドルの支払いを、さらに Hershel に対して、個人として、7,900 ドルの支払いを命ずる判決を下した。これに対して、King が控訴した。Hartford Accident and Indemnity Company はこれに加わらなかった。

[1] 第 1 の問題は、Murdock が「汚れた手 (unclean hand)」で裁判所の救済を求めにきたといえるかどうかである。King は、次のように主張した。Murdock の役員は、いんちきな契約を売却する方法により Murdock から資金を得ようという Anderson の詐欺的計画につき、John H. Putt が一枚かんでいることを確信しており、また Murdock は、Anderson の債権者集会に、連邦検察局お

よび郵便物検閲官 (the Federal Bureau of Investigation and Postal Inspectors) が出席することになっているので、Putt がそこで宣誓の上尋問されることを懸念していることに気付いていたと。King はさらに、Murdock は Putt の苦境を利用して、1,100ドルの手形を振出すという約束と交換に、証人として召喚しないことに同意したのだと主張した。証拠によれば、Murdock の役員は、6個の条件付売買契約の担保となっている車庫がどこにあるか、また Putt が Anderson の詐欺的計画に巻き込まれていたかどうかを、John H. Putt から探ろうと欲していた。しかし、Murdock またはその役員が、Putt が重罪 (felony) を犯していたことを知っていたという証拠はないし、また、Putt を起訴しないという合意もなかった。衡平法裁判所裁判官が、Murdock は「汚れた手」で裁判所の救済を求めてきたという認定をしなかった点で明らかにあやまっていたとはいうことはできない。

King の次の主張は、公証人の虚偽の証明書が Murdock の損失と相当因果関係にある (proximate) 原因、あるいはその一因 (contributing cause) となるものではなかったという点である。この点と関連して、次のような主張がなされた。虚偽の証明書のために、余計に資金を使ったとか、存在する権利を放棄したとかいうことを Murdock はしなかった、また Murdock は、その前に6個の条件付売買契約を買取るのにお金を支払って (paid out) しまったと。さらに、John H. Putt、その妻およびその両親が手形と信託証書に署名した解決がなされる以前には、Murdock は John H. Putt に対して、不確実な権利し

か有しておらず、その性質や範囲は完全に確定されていなかったという主張もなされた。

②・3) 衡平法裁判所裁判官は、Murdock は、公証人の証明書の有効なこと、および J. Harvey Putt の所有している財産上の先取特権 (the lien of the property) に依存しており、損害額は 11,000 ドルの手形のうちの支払われるべき残額であり、6 個の条件付売買契約にもとづいて、John H. Putt に対して取得した権利の価額ではないということを確認した。証拠によれば、J. Harvey Putt の財産で信託証書に記載されたものは、それが担保していた手形の金額よりも値打ちがあった。Murdock が 11,000 ドルの手形のために与えた約因 (consideration) は、2 個の条件付売買契約に連署した John H. Putt を起訴しないこと、条件付売買契約に記載されている車庫を横領したということの原因として John H. Putt を告訴しないこと、Murdock が有する車庫の返還請求権を行使しないこと、および Murdock が 6 個の条件付売買契約の作成者 (makers) を起訴しないことである。われわれは、11,000 ドルの手形の支払われるべき残額がまさに損害額であり、この損害と相当因果関係にある原因が、公証人の虚偽の証明書であるという衡平法裁判所裁判官の決定は、正当なものであると考える。Thomas v. State ex rel. Thorp Finance Corp. 251 Miss. 648, 171 So. 2d 303, 13 A. L.R. 3d 1030 (1965)。われわれは、本件において、Murdock が、11,000 ドルの手形を担保する信託証書に記載された J. Harvey Putt 所有の土地の価値を証明したという点についても、もし信託証

書が有効な証書であったとしたら手形の残額を取立てるのに十分であったという点についても、また信託証書が有効でなかったら手形の残額を取立てることができなかったという点についても、証拠が *Hodges v. Mills* 149 Miss. 1, 115 So. 112 (1927) で要求された要件に合致していると考えらる。

電子計算装置によってプリントアウトされた *Murdock* の営業記録の証拠としての許容性に関する議論は、本裁判所においてこれまで考えたことのない問題を提起している。

訴答書面においては、6個の条件付売買契約について *Murdock* に支払われるべき残額および 11,000 ドルの手形について支払われるべき残額に関し争いがあった。損害額を証明するには、*Murdock* にとって、手形について支払われた額を証明する必要がある。

6個の条件付売買契約について支払われるべき残額は、The introduction of the original contracts および電子資料処理機械によりプリントアウトされたコンピュータ・シートによって証明されている。これらのシートには、6個の条件付契約のそれぞれにつき、(1)取引がなされた支店 (originating branch) の番号、(2)販売者番号、(3)個人の勘定番号、(4)支払われるべき総残額、(5)支払うべき日 (due date) (6)支払った金額、(7)支払い日、(8)支払い番号が、別々の欄に示されている。シートには、それぞれの勘定の完全な記録が記入されている。11,000 ドルの手形の勘定および支払いの記録が示されているシートにも、同様の情報が記入されていた。これらのコンピュータ・シートは、W. M. Spiller の広範囲に

わたる証言の後、証拠として承認された。Spiller は、Murdock の 経 理 部 長 代 理 (Assistant Treasurer) で 経 理 担 当 支 配 人 (Accounting Manager) で あり、本部の資料処理部門を担当していた。そして、その監督のもとにコンピュータ化された会計記録が維持されていた。彼の証言の要旨は次の通りである。集中型の会計システムが、パロース B-280 型計算機を用いて、本部においておこなわれている。その機械は標準的な装置であり、効率的で正確なものとして認められている。すべての記録は、この計算機によって磁気テープに保存されている。情報は、有能で経験の豊かなオペレータによりこの機械にインプットされる。それぞれの取引のはじめに、その取引に番号が付され、主要な情報がカードにキー・パンチされる。それからカードは、ほかのオペレータにより検査 (verify) される。カードが正確にパンチされていないときは、検孔機 (verifying machine) を通らないことになっている。次にカードがコンピュータにインプットされ、情報は磁気テープに記録される。これが取引先の勘定についての Murdock の 永 続 的 な 記 録 である。機械はまた、ここに述べる必要はないが、それ以外の機能も果している。支店で支払いがなされると、それぞれの支払いは、受取証の仕切り (receipt blocks) に記録され、その仕切りはそれぞれの勘定のための引渡しカード (travel card) とともに、本部に送られ、そこで機械により検査される。それから受取証の仕切りからの支払い情報および引渡しカードはコンピュータにインプットされ、取引先の勘定に記録される。支店は、現金の受取証の仕切りのコピーその他支店に保存されている記録により勘定を再現することができる。支店から送られ、それから機械にインプットすべき情報をと

り出した記録は一定期間保持された後、マイクロフィルム化され、もとのものは破棄される。会社はコンピュータにより磁気テープに記録された情報を取引先の勘定の歴史の永続的な記録と考えている。情報は毎日本部で受取り、営業の通常の過程により処理され、機械にインプットされる。

King は、コンピュータ・シートはそれが原始記録でないから、商業帳簿規則 (shop book rule) の要件を充てないとして主張して、*Fatherree v. Griffin*, 153 Miss. 570, 121 So. 119 (1929) を引用している。この事件では、裁判所は、項目別に分けられた勘定報告書 (statement of account) は、勘定報告書がそれにもとづいて作成されたその帳簿を提出しない場合には、証拠として許容されない、帳簿が最良証拠 (best evidence) だからだという。King はまた、顧客の勘定の第一次的な永続的記録は支店で保持されており、それは受取証の仕切りのコピーであり、その原本は本部に送付されているのだと主張している。

[4-6] われわれは、これまで通りの簿記の原則に適用されるような商業帳簿規則について論ずる必要はないと考える。もしコンピュータでなくて、これまで通りの帳簿が使われているのならば、Murdock がつけている取引先の勘定の記録が商業帳簿規則の要件を充てているという衡平法裁判所の認定は正当だと考える。問題は、コンピュータによってプリントアウトされているシートが、前述の *Fatherree v. Griffin* 事件において示されたように、原始記録でないという理由で規則上証拠として許容されないかどうか、裁判所が、

かつてはこれまで通りの帳簿に適用されてきた規則を、電子資料処理に伴なり変化に合うように適合させていくべきかどうかということである。この変化は、いくつかの州では「証拠としての営業記録に関する統一法 (the Uniform Business Records as Evidence Act)」を採用することによって、制定法上実現されている。しかしながら、本裁判所は、われわれの前におかれている問題を決定するのに立法上の行為に依存するわけにはいかない。営業記録の証拠としての許容性を決めている証拠規則は、普通法 (common law) に源を有し、事件ごとに進展してきたものであり、本裁判所は、これらの規則を現在の営業方法の実際に一致するように適用すべきだと考える。法は常に最良証拠を求め、その規則を時代の進歩に適合するように調整していくものである。われわれの本件における法定は、Grenada Cotton Compress Co. v. Atkinson, 94 Miss, 93, 47 So. 644 (1908) 事件においてその考え方があらかじめ示されている。..... (訳者中略)..... この事件において本裁判所はWigmore から次の文章を引用している。

全商業界が安全と認めている手段があれば、それは裁判所において容認することができるのであって、疑うべきではなからう。たんに一定の種類 of 報告書につき一応の (provisional) 信頼がおけるかどうかという問題である場合に、実業界にとっての規則と法廷にとっての規則とが異なるということは都合のよいことでもなく、また賢明なことでもありえない。全社会が正当な信頼をおいている方法について同じ方法を弁護士としてすでに使用し信頼してきたにもかかわらず、その同じ人間の側で、技術的な司法上の疑点 (scruple) と調和させ

ることが少々むずかしいという理由で、商人や製造業者が救済されずに放置されるということがあってはならない。つまり、裁判所は、ペダンティックであることをやめて実際に則するようにつとめるべきである（94 Miss. at 100, 101, 47 So. at 646; また 5 Wigmore, § 1530 (3d ed. 1940) をみよ）。

Transport Indemnity v. Seib, 178 Neb. 253, 132 N.W. 2d 871, 11 A. L. R. 3d 1368 (1965) 事件においては、裁判所は、「証拠としての営業記録に関する統一法」にもとづいて判決し、特定の形式の記録は要求されないと述べた。「統一法」はコンピュータや電子機械については言及していないが、Seib 事件に続いて登録されている注釈では、以下のようにいっている。

次のような予見は正当であろう。すなわち、電子装置により保存される営業記録がますます一般にいきわたるようになるにつれて、それらの証拠としての使用に関する法律上の問題は、それらの記録の作成・保存方法に関する証拠であってそれらの記録を証拠として受理してもらおうとする訴訟当事者から提供されたものが、これまで通りの形式で作成・保存された営業記録（日記帳、元帳、報告書など）の証拠としての許容に関する電子装置以前の要件を充すのに十分かどうかということに帰着するであろう。すなわち、電子装置による記録の作成・保存が、営業の通常の過程でなされ、それらの記録が情報収集の任にある者みずからの知っている範囲内の情報にもとづくものであり、かつ記録自身が、装置の作用を理解している者であってその通常の任務がその装置を動かすことにあるものによって作成されたものであることなどが十分に示されたかどうかということである。この注解が作成さ

れた時点においてこの問題を取り扱ったただ一つの事件からみて、以上の考察が正当であるように考えられる(11 A. L. R. 3dat 1378)。

Jonesの on Evidence, Fifth Ed., Section 609 (Supp. 1968) においては、「これらの機械(電子計算装置)の科学的信頼性は、実業界においてそれが一般的に使用され、また一般的に信頼されている点からみて、疑問の余地がない」と書かれている。

[7・8] 資料処理機械により磁気テープに保存された記録は、本件で証拠として許容されたようなプリントアウト・シートにあらわす方法によらなければ、利用不可能である。テープに保存された記録を再現したプリントアウト・シートを証拠として許容するにあたって、本裁判所は実際に最良証拠規則に従っているのである。われわれは商業帳簿規則から外れつつあるのではなく、ただその適用を電子記録保存に拡げつつあるのである。

[9] 要するに、電子計算装置に保存された営業記録のプリントアウト・シートは、次のことが示されれば、それらが当面の問題に関連性があり、かつ重要なものであるかぎり (if relevant and material), 営業の通常の過程において情報を機械にインプットした者を確認する必要はなく、その所在を問わず、かつ、証人として出頭させる必要もなく、証拠として許容される。すなわち、(1) 電子計算装置が標準的装置として認められているものであり、(2) インプットが、記録されるべき事項の発生した時またはその時から合理的な程度に間もない期間内に、営業の通常の過程でなされており、(3) 情報源、作成方法および作成時期が、その信頼

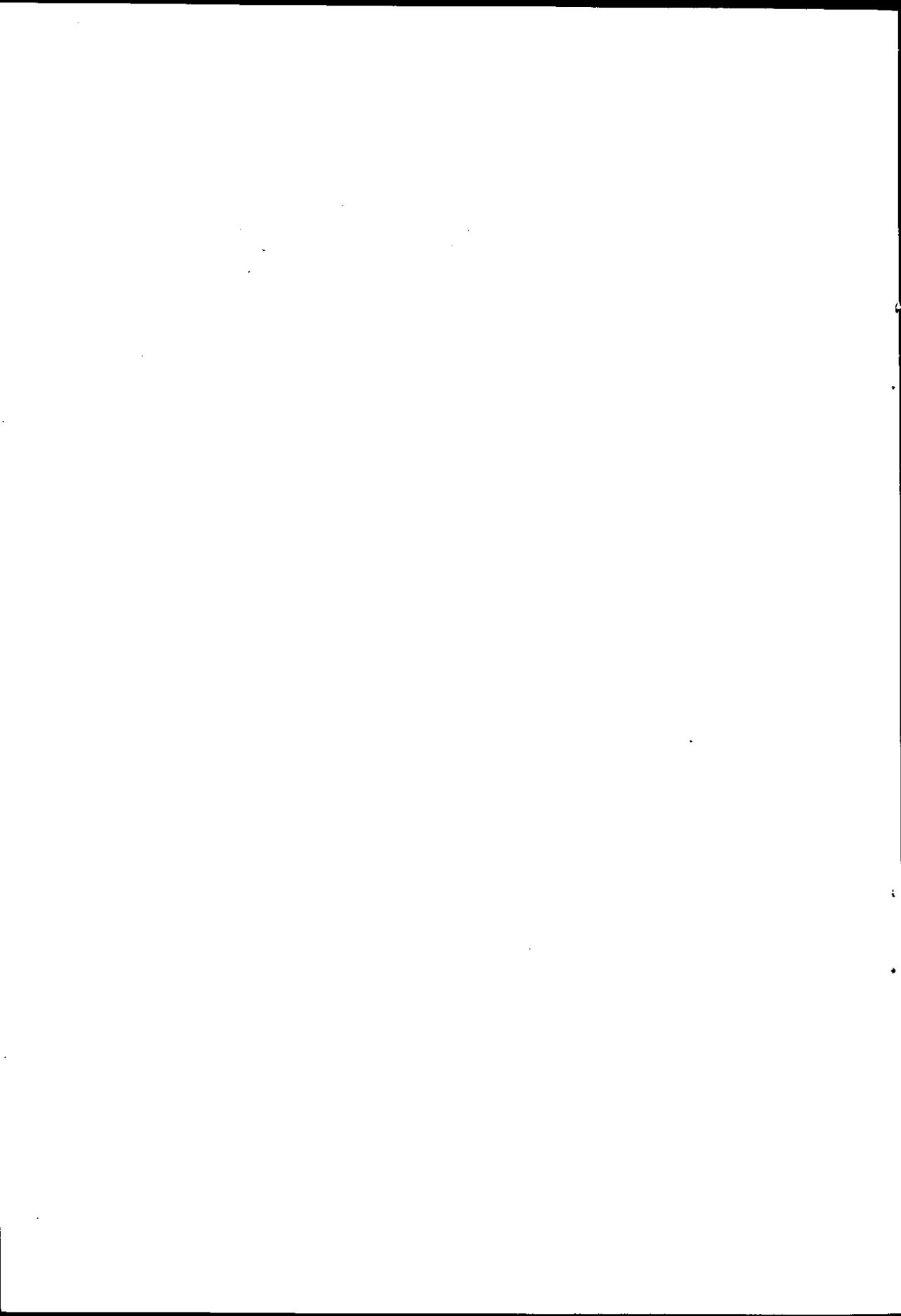
性を示すものであり、かつそれを証拠として許容することを正当化するようなものであること、について基礎となる証言 (fundamental testimony) が裁判所を満足させるものであるということである。

[10] われわれが、コンピュータによる記録を絶対に正しいと思っていると理解してはならない。その証拠力は通常の帳簿と同じであり、帳簿に対すると同じように反駁の対象となるものである。

われわれは、以上の理由にもとづいて、衡平法裁判所裁判官のすべての決定は正当であり、したがって控訴は棄却されるべきであると考える。

控訴棄却。

裁判官全員一致。



〔判例3〕

Lodge 743, Lodge 1746, International
Association of Machinists, AFL-CIO
v. United Aircraft Corporation Civ. A.
Nos. 9084 and 9085 1963年8月1日
コネティカット州連邦地方裁判所

使用者に対する労働組合の訴訟であり、使用者は反訴した。連邦地方裁判所判事 T. Emmet Clarie は、組合の申し立に関して次のように判示した。「組合が使用者を不当労働行為ゆえに提訴することを防ぐためになされた仲裁協定は、連邦法に違反し無効である。」

質問書に対する答弁書の提出が命令され、反訴棄却の申立が認諾され、反訴は棄却された。

〔要旨〕

- 1 裁判所の命令が、質問書に対する答弁として使用者に要求される分析の程度について詳しく述べず、また、その要求に従わない場合にどのような制裁が課せられるのかについても述べず、又、使用者が全従業員記録のコピー（12万枚）を提出するのに許容される時間を要した場合には、被告敗訴の本案判決をすることは、完全な答弁を欠くことに対する制裁としては苛酷すぎるとされ、完全な答弁をするようにとの命令が再度下された。Fed. Rules Civ. Proc. rule 37 (b) (2), 28 U. S. C. A.

- 2 労働争議を仲裁に付する契約は、使用者と労働組合との間の契約の違反を理由とする訴訟の連邦地方裁判所の管轄にかんする制定法の範囲内であり、連邦地方裁判所は、仲裁協定違反に関する反訴について専物管轄を持つ。Labor Management Relations Act of 1947, (タフト・ハートウェー法) § 301(a) 29 U.S.C.A. § 185(a).
- 3 反訴が正当な訴訟原因(理由)を明らかにしなければ、棄却を求める原告の申立は妥当とされる。Fed. Rules Civ. Proc. rule 41(b), 28 U.S.C.A.
- 4 組合が使用者を不当労働行為ゆえに提訴することを妨げるためになされた仲裁協定は、連邦法に違反して無効である National Labor Relations Act, §§ 8(a)(1,3), 10(a,b) as amended 29 U.S.C.A. §§ 158(a)(1,3), 160(a,b)
- 5 National Labor Relations Board(労働争議調停局)の管轄は、私的な仲裁協定によって無視され得るものではない。しかし、当局も仲裁協定が公の政策に合致する限り、その協定を重視し考慮を払うであらう。National Labor Relations Act §§ 8(a)(1,3), 10(a,b) as amended 29 U.S.C.A. §§ 158(a)(1,3), 160(a,b),

第 1 部

原告は、連邦民事訴訟規則 37 (b)(2) に従って命令を求める申立をした。

……原告の申立理由は、被告が、1963年1月9日及び1963年3月14日の当裁判所の命令により要求された原告の質問に対する答弁を故意に怠っているということであった。

現在の開示手続 (discovery proceedings) は、1962年3月28日付の本裁判所の命令 (30 F. R. D. 142) に始まる。その命令は、原告の準備が完全になるまで、原告は答弁を要求されないと条件で、より詳細な陳述を求める被告の申立を認諾したのであった。その後、1963年1月9日になって、当裁判所は、手続が労働争議調停局に係属中は原告の質問書に対する被告の答弁は延期する旨の被告の申立を却下した。

1963年3月14日、当裁判所は、先の1963年1月9日の命令の再考を求める旨の被告の申立に関し、被告は原告の質問書に対し、答弁すべき旨の命令を再度下したのである。被告は、答弁に要する準備のための合理的な時間と、詳細な質問書の意味と意向とを明らかにする命令とを要求した。裁判所は、与えられた資料にもとづいて、被告は答弁のために、3月14日より90日の期間を許可される旨の決定を下した。

6月10日になって、被告は、原告によって要求された情報の提供の目的で、約12万枚、重量450ポンド以上にのぼる職員の個人的な記録の写真コピーを原告側弁護人事務所に引き渡したのである。しかしな

から、原告側弁護士は、この記録の提出は、“全部お前の方でやれ”ということに他ならず、裁判所の命令に承諾したことにはならないと述べた。原告はさらに、被告が承諾しなかったことは故意、かつ計画的であると述べ、規則 37(b)(2)によれば、原告は、訴訟の本案に関する法律問題については、被告に対し有利な命令を得る地位にあると主張した。

しかし、被告は、当方は時間的、物質的条件の制限内で、裁判所の命令を守ったのであると抗弁した。裁判所はこの命令によって被告に対し、困難な仕事を割り当てたのであり、被告はその仕事を誠実にやりとげたと述べた。さらに、当時は、被告の電子機械装置は、その課題を処理することができなかったが、現在は、自らの費用で、電子機械装置とそれに要する人員を借り入れることによってその仕事を完成する用意と意志をもっていると述べた。

当裁判所は、被告の以下の説明に完全に満足するものでない。被告は言う。「被告は、記録の分析が必要なことを知っており、時間的制限によって、それが不可能になったことを知った時も、命令の遵守に必要な時間の延長を要求することをしなかったが、被告は命令の遵守ということを物的、人的、時間的な制限の範囲内での遵守と解したのであって、その部分的な履行は、被告側の誠実を示す証拠と認められるべきである。」

(1) しかし、被告は、分析されるべき形に資料を集めるといふ、第一の主要な段階の仕事をやりとげており、何もしなかったことと同じではない。このすでになされた仕事のためには、質問書に対する被告の異議に関して下した裁判所の命令の時から経過した時間は要していたであろう。その上、裁判所の最初の命令は、必要とされる分析の程度と、

答弁が時間通りになされなかったときに裁判所が課すべき制裁の程度
に関して、詳細に言及していなかった。

……………(中略—訳者)……………

このような事情の下で、法廷侮辱罪、あるいは本案判決という手を用いることの妥当でないことは、McComb 対 Jacksonville Paper Co 事件におけるフランクフェーター判事の少数意見に述べられている通りである。「あいまいな言葉は、一般的なものに潜んでいて、それが、厳格な結果をもたらす手段になり得る。我々の前にあるあいまいな禁止命令は、法廷侮辱罪を通じて、刑罰を課するため遡及解釈という危険を含んでいる。」 336 U.S. 187, 197, 69 S. ct. 497, 502, 93 L. Ed. 599 (1949).

この事件における原告の主張が完全に確証され、その法理論が仮にも裁判所によって、認められるようなことがあれば、その損害賠償額は何百万ドルにも達するであろう。このような事情の下では、裁判所に厳格で専断的な行為をするようにという原告の要求は、法廷において認められることはできない。規則 37(b)(2)によって命令を求める原告の申立は、要求される形式と救済に関しては却下された。

当裁判所は次のように命令する。被告は、1月9日及び3月14日の命令に含まれたすべての質問に対して明確に答弁すべきである。記録の分析は、被告によって自らの費用でなされるべきであり、被告代理人は、電子機械装置の分析手続に従って、そのデータの処理を完成することが必要である。被告は、答弁書の提出を、7月22日から90日以内にしなければならない。この命令は、連邦民事訴訟規則 37(b)によってなされた。答弁の懈怠があれば、被告は前述の規則が正当と認める制裁を受けるであろう。

第2部

原告は、裁判所が専物管轄を欠くこと、救済が与えられ得る要求をしていないことを理由として提起された被告の1963年5月27日の反訴を棄却する旨の申立をした。原告は、反訴は1947年のLabor Management Relations Act 301条(61 Stat.156, U.S.C. §185)によって認められないと主張した。

ここで、棄却申立の対象になった被告の反訴は、1960年の夏、原告組合により行なわれ、後に失敗に終わったストライキの自然の成行である。8月11日、両当事者は、ストライキを終結する協定を結んだ。この協定は、仕事があるかぎり、すなわち、仕事がほかの人によって代えられていない場合には、罷業者は無差別に現業に復帰するというあきまり文句を含んでいた。

この協定が署名された3週間後、会社側は一部の罷業者については、ピケの際の暴力と他の罷業中の非行を理由にして再雇備を考慮しないだろうと通知した。組合側は、この会社側の一方的で独断的と思われる行動に対して反対した。後になって、両当事者は、罷業者の非行とそれとに与えられる効果とを仲裁に委付する旨の合意に達した。

仲裁契約の関係部分は以下のようなものである。「証拠書類の記載の前述の被用者に関しては、彼等のストライキ中の所業を理由として、会社は、ストライキ終結協定によって、他の罷業者には与えられる現業復帰の権利を認めることを拒絶する。」

「組合は、証拠書類の記載の罷業者は、最後までストライキに参加した他の被用者より、現業復帰の権利がより小さく異なったものとするような所業には関係していないと申立てる。さらに、これらの被用者達も、

ストライキ終結協定によって現業復帰の権利が保証される他の被用者と同程度の権利がみとめられるべきことを積極的に主張する。」

「上に述べた2つの問題を、組合、会社はもちろんのこと、証拠書類C記載の被用者個人も連邦法や州法の下での訴えや再審理によらないで、終局的かつ完全に解決するために、組合（組合自身を代表し、かつ前述の被用者の代理人としての資格で行為する。）と会社は次の2点において合意に達した。」

「1. コネティカット州の3人の判事が、証拠書類C記載の罷業者の復帰の権利に関する前述の争いについて審理し、終局的に完全に解決するための公平な仲裁機関になること。 2. この判事による機関は、各々の被用者に関する争点について、多数決に従い、承認された衡平と法の原則に従って決定し解決しなければならない。判事は、争点に関する事実に関して、証言を聞かなければならない。この点に関して、この仲裁機関は特別な事実審理は不必要であり、その決定がどのようなものになるうとも、妥当なもののみなされるべきである。」

50人の名前が証拠書類Cに見えていたが、仲裁機関が審理を開始するまでに、組合と会社は、14のケースについては、その処理に関し、合意に達していた。仲裁手続の途中で、組合は6人の罷業者についてはその主張を取り下げ、会社側はこれを承認した。仲裁機関は、証言を聞き、他の人々について決定を下した。この後のケースにおいて、当該個人は、ストライキ中の非行の罪ありとされた。

被告は、原告が、労働争議調停局に提訴することによって、仲裁に束縛される旨の彼等の協定に違反したとして、反訴を提起した。組合の提

訴は、会社は約3,600人の罷業者を、労働者の組織であるLodge# 1746 (and Lodge# 743), International Association of Machinists, AFL-CIOのメンバーであることと、そのために活動していることを理由として、現業に復帰させることを拒んでいるとしている。被告の反訴は、組合の労働争議調停局に対する提訴が、仲裁手続の対象であった従業員を含んでいる限り、契約違反であるとしている。

(2) 当裁判所は、被告の反訴に関して事物管轄を持つ。1960年8月24日の仲裁契約は、8月11日のストライキ終結協定を一步進めたものであった。それは使用者と被用者の平和的な関係を作り出し、維持するための労働契約であった。それは、明白に301条(a)(タフト・ハートレー法)の条項が及ぶところである。Retail Clerks Intern. Ass'n 対 Lions Dry Goods, 369 U. S. 17, 27-28, 82 S. ct. 541, 7L, Ed. 2d 503 (1962)。

両当事者共に、ストライキ中の50人の被用者の行為が、他の罷業者が8月11日のスト終結協定によって与えられたのと同じ程度の現業復帰の権利が認められない程のものであったかどうかの問題を仲裁に委付したことは認めている。さらに、この協定は、連邦法や州法の下での訴えや再審理によらずに、終局的な完全な解決を意図したものであったことも、両当事者共に認めている。

被告の反訴は、原告が労働争議調停局に対し、会社が問題の罷業者を復帰させないのは、ストライキ中の彼等の行為よりもむしろ、組合の一員であることと、その組合活動とを理由としているとして提訴したことは、仲裁契約違反だと申立てている。原告は、この会社の行為は、

National Labor Relations Act (ワグナー法) 8条(a)(1), (a)(3)における不当労働行為だと抗弁する。さらに、原告の提訴によって、被告に対する審判開始状(complaint)が労働争議調停局のGeneral Counselによって発せられたのである。その審理は現在継続中であり、原告弁護人もそれに加わり、労働争議調停局のGeneral Counselを助けたのである。

救済を求める請願の中で、被告は、原告を契約違反とする判決を求めた。即ち、その名前が仲裁協定にあらわれている罷業者に関しての労働争議調停局への提訴を取り下げ、仲裁人の決定に、真向うからあるいは付随的に反対することを原告に禁止し、被告の経費と弁護士費用とを含む損害賠償と懲戒金を命じることを求めたのである。

(3) 解決されるべき真の問題は、被告の反訴が正当な訴訟原因を述べているかどうかにある。というのは、そうでなければ、被告の反訴を棄却することを求めた原告の申立は、連邦民事訴訟規則 41(b)により、正当とされる。被告の反訴は正当な訴訟原因を述べてはいないので、当裁判所は、原告の申立を認諾する。

(4) 組合及び組合員が使用者の不当労働行為を労働争議調停局に提訴することを禁止するための仲裁協定(1960年8月24日)に関する限り、連邦法に違反し、無効である。

不当労働行為を防止するための労働争議調停局の権限に関する Title 29 U.S.C.A. § 160 は次の通りである。

(a) 当局は、交渉に関係ある不当労働行為(それはこの Title の 158 条に掲げられている)に、すべての人が関係することを防止する権

限を持つ。この権限は、協定や法律等による他のいかなる調停や妨害の手段によっても、影響を受けるものではない。

- (b) 不当労働行為の提訴を受けた当局は、常に、提訴があったことの陳述と当局での審問の告知を含めて、審判開始状を発する権限を持つ。

National Labor Relations Act は、労働関係に関して、当局の継続的な管轄権を予定しているのである。というのは、160条(a)は、不当労働行為に関する当局の権限は独占的なものであり、他の調停や妨害の手段によって影響を受けるべきでないとの条項を含んでいる。私人間の協定が、当局の管轄権を排除することはあり得ないことである。当局対ウォルトディズニー・プロダクション事件 146 F.2d 44, 48 (9 Cir. 1945)。

両当事者が、仲裁を問題の最終的解決にすることに同意した以上、それは、州や連邦の機関に訴える権限を排除したと同じことになるというのが、会社側の立場である。会社側の主張は、提訴が当局の審判開始に必要な以上、提訴する権利は契約によって廃棄されたのであり、労働争議調停局に提訴した原告の行為は、契約違反だという。

「労働争議調停局の独占的な権限は、私的に設置された仲裁機関の手続によって排除され得ないものである。このことは、不当労働行為と申立てられた同じ行為が、契約の条項違反として申立てられる時にもあてはまる。そうでなければ、両当事者は、協定の中に158条記載の不正行為の禁止を書き込み、契約違反を含めて争い仲裁のための条項を持つことによって、契約期間中は、不当労働行為に関する労働争議調停局の権限を排除することができるだろう。このこ

とは、160条(a)をないがしろにする。United Electrical Radio & Machine Workers 対 Worthington Corp., 136 F. Supp. 31, 33 (D. Mass., 1955) rev'd on other grounds, 236 F. 2d 364 (1 Cir. 1956).」

- ⑤ 議会によって設置された労働争議調停局の権限は、私的な仲裁協定によって、阻止され得るものではない。しばしば、このような事象においては、公共の利益に反する圧力が加えられ、又そのような環境が存在する。労働争議調停は、不当労働行為を許容しようとする不正な経済的圧力と政略的措置を防止するために設置されたのである。

「この法律の目的は、団体交渉を重視する連邦法の発展に関して、唯一の最高の行政的、準司法的機関を設置することにある。この法律によって強制できる権利は、労働争議調停局によって存在すると判断された権利である。連邦裁判所は、労働争議調停局が判断した不当労働行為を差止命令その他によって矯正する管轄権を有しない。

我々は、当事者が、協約中に不当労働行為にそなえるための条項を含ませることによって、議会が労働争議調停局の独占的な管轄権とした事項を、裁判所の権限とすることができないのは、明白だと思う。

Textile Workers Union of America 対 Arista Mills Co., 193 F. 2d 529, 533 (4 Cir. 1951).」

「この法律が、不当労働行為を防止するための独占的な管轄権を労働争議調停局に与えたのである。この権限は、公の機関の行動や仲裁によって排除され得ないものである。労働争議調停局 対 International Union, 194 F. 2d 698, 702 (7 Cir. 1952).」

仲裁は奨励されるべきで、争われる労働問題の、迅速で終局の解決に仲裁を奨励しない政策は、この便利な手段の意義を失わせるものと議論される。しかし、当然にそうだとは言えない。なぜなら、仲裁協定とそこから生じる結論が、公共の利益に一致するときは、労働争議調停局もそれを重視し、考慮を払うということが、承認されなければならないからである。

「労働争議調停局との衝突の可能性が、よく過大視される。仲裁人自身、労働争議調停局が禁止するようなことを会社に許容し、あるいは強制するような契約の解釈には、反対かもしれない。仲裁判断の解釈が、労働争議調停局の管轄権を排除するものでもないことも又明白である。

労働争議調停局は、仲裁判断に束縛されることはないが、仲裁手続が不公正でなく、仲裁人の決定が労働立法の目的に反するものでない限り、しばしば、その決定に従うだろう。

仲裁判断の中で、増進させられる私益と、行政的判断の中で増進させられる公益とは、衝突するものではなく、補完的なものである。Carey 対 General Electric Company 315 F. 2d 499, 509-510 (2Cir.1963)」

議会によって設置された労働争議調停局の管轄権限を契約によって排除することを、組合や被用者に認めることは、我々の労働立法政策の基本原理に反するものである。それは、告訴しないことを労働契約によって協定されようと、連邦法による再審理をそれ以上しないことが仲裁手続による契約でなされようと、異なるところはない。

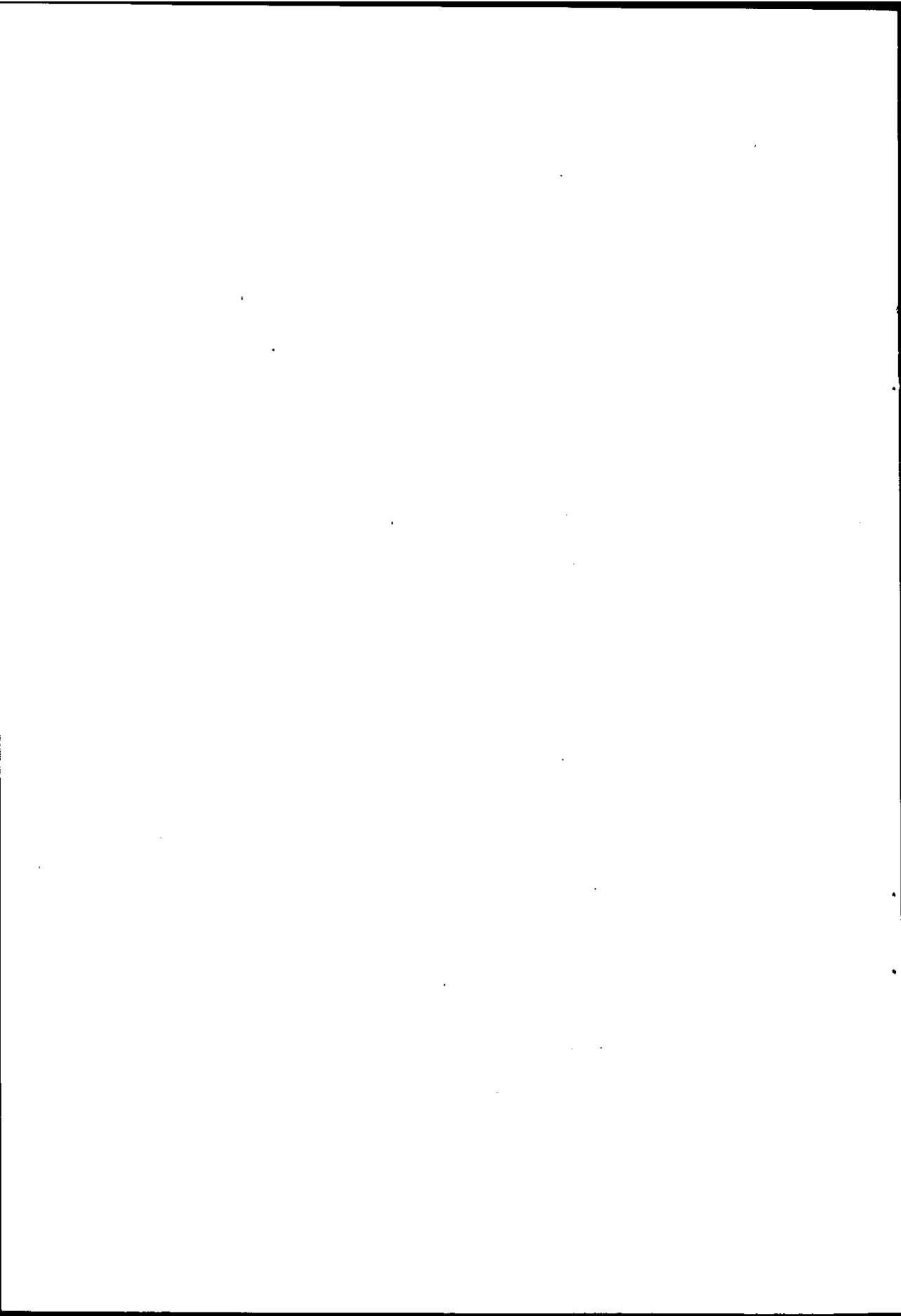
「不当労働行為を防止するための労働争議調停局の権限を、労働協約の中の仲裁条項によって奪うことができないのは、基本的なことである。

Public Util. Etc. Local 274 対 Public Serv Electric & Gas Co., 26

N. J. 145, 139 A. 2d1, 9 (1958). 労働争議調停局対ゼネラルモ
ーターズ会社事件 116 F. 2d306, 312(7 Cir.1940) 参照。

被告の反訴を棄却することを求めた原告の申立は認諾され、被告の
反訴は棄却された。

(下線部はコンピュータに関連する部分と思われる個所—編者)



3. 銀行取引

ジョン・J・クラーク

MICR(磁気インク文字読取装置)方式によって印刷した小切手のコンピュータによる処理によって、銀行は、コンピュータが導入される以前にくらべて、増加する小切手その他の証券を、より効果的に、より迅速に、かつ、より正確に取扱うことができるようになったが、それはたんに、銀行組織を飲み込んでしまおうとする小切手の洪水をせきとめる堤防の役割を果たしたにすぎない。新しいシステムは、証券を場所から場所に移動することによって要する取立の時間を減らすためには、なんの役にも立たなかった。したがって、証券の大量の移動をしないですませるようにし、それによってCreditの迅速な移転を可能にするような、真に新しいシステムの樹立に向かって挑戦することが必要である。

MICRシステムのもとでは、証券上にコード化された磁気インク字体によって作用させられる高速度機械装置は、証券を分類・検認し、関係当事者の口座に貸方借方記入し、最後に、証券を支払済として通し(しかし、真正としてではない)、あるいは資金不足、支払差止命令その他類似の理由により支払を拒絶する。この過程は、クラーク、ベイリーおよびヤングによる「銀行預金および取立」(Joint Committee on Continuing Legal Education, A.L.I.-A.B.A発行)の第10章、および、そこに引用されている資料において解説されている。また、J.クラークの1964 Proceedings of The American Bankers Association

National Automation Conference (A B A N A C) PP. 390以下の Check-Encoding Liability and Banker Awareness にも出ている。

もし、磁気インクのシンボルがまちがっているか、または読取装置が誤って読んだとしたら、次のような問題が生ずるのである。(1) 磁気インクでコードされた額が、発行された証券の額と一致せず、そのあやまりを支払銀行において事前に発見することができない場合には、多すぎる、あるいは少なすぎる額がコードした銀行によって取立てられてしまい、それが振出人の口座に記入される。(2) 金額のコードのあやまりがあると、支払差止命令が出ているにもかかわらず、証券が支払われてしまう可能性がある。(3) 大きすぎる金額をコードすると、口座の残額が十分でない場合には、当該証券またはその後に表示される証券のどちらかが、支払拒絶になる可能性がある。(4) encoded ABA transit number -routing symbol におけるあやまりは、取立銀行の持出のあやまり (mis routing) を生じ、またきわめて望ましくない現象である⁸ 跳躍小切手 (ricocheting check) を生じさせる(1964 ABANAC Proceedings の 391 頁～392 頁参照)。(5) コードされた口座番号にあやまりがあれば、証券は別の口座から引落される結果になり、その後その口座に表示される証券の支払拒絶を生じさせる可能性がある。

すでに部分的にコードされた他人の小切手用紙 (Form) を使用するとその他人にとって、きわめて不幸な結果がもたらされる。この小切手用紙の支払銀行名を削り消してほかの銀行名に代えると、振出人も、当該小切手用紙の所持人だった者も、考えなかったような結果が発生する。その点に関する最近の事件は、パーネット対ウェストミンスター銀行((1965)3All Eng. Rep. 81.)である(判例4)。被告銀行の二つの支店のそれぞれに預金

をしていた原告が、コードされた小切手用紙にあらわされていたA支店の名前と住所を削り消して、自分が口座を持っていたB支店の名前を書入れた。小切手振出後、原告は、B支店に支払差止の通知をしようとした。小切手は手形交換を通して、A支店から支払われてしまった。というのは、コードされた指示により、小切手はA支店に呈示されたからである。裁判所の見解によると、原告が、当該銀行の長期間の取引先として小切手帳に記載されている小切手を、それに指示されている口座以外に使用してはならないという、最近採用された使用法につき銀行から十分な注意を受けていなかったという理由で、原告は勝訴した。

以上のような可能性があるという問題点はあるが、MICRプログラムにもとづく経験によれば、さ細な、しかも稀な損害が生じたかもしれないが、銀行が、あやまりの発生を除去するために注意をし、またあやまりが生じたときは相互に協力しあうならば、MICRプログラムにとって、主唱者が欲するような有利な結果が生ずるということが、許されるであろう。損害を発生させるあやまりの原因が数多く考えられるので、コードする際のあやまりによって発生する損害の責任に関する規則の法典化の発達をはかる必要性が示唆される。現在までのところ、このような規則は発達していない。今後のより多くの経験により考えられる厄介な問題の原因をまず明確につきとめ、それから、それに対して組織的に処理する試みをする必要があるであろう。このようなあやまりの考えられる法律的结果については、Mechanized Check Handling, 14 The Business Lawyer 989, (1958) reprinted in 77 Banking Law Journal 449 (1960)およびそこに引用されている文献で論じられている。

銀行では、現在の方法の下での小切手の取扱いを改善するためにコン

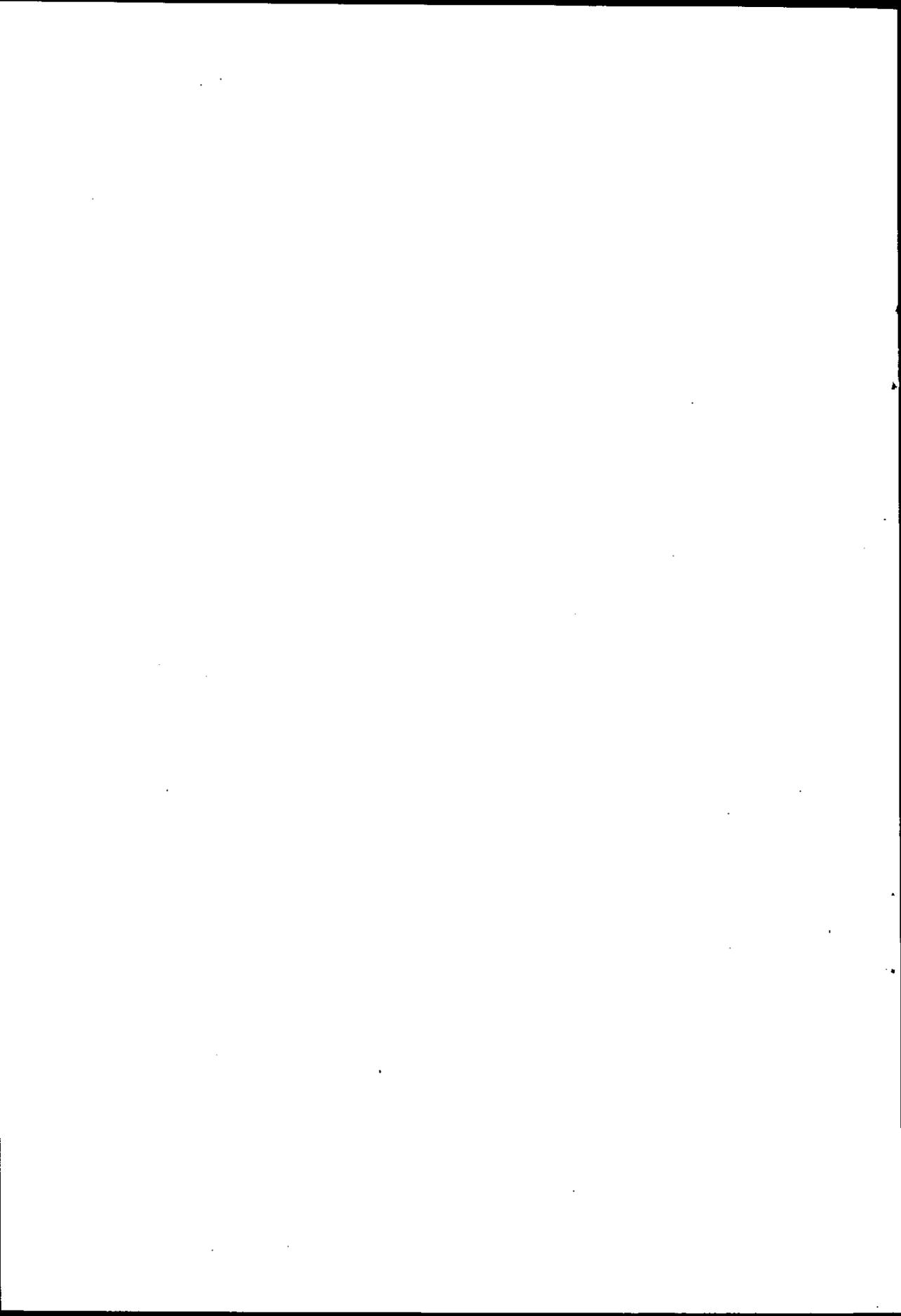
ビュータ・システムを使用しており、また、それに加えてこれらのシステムの性能を利用して、たとえば従業員に対する給料の支払、受取勘定債権の取立など、顧客に対して従来しなかつたあらたなサービスをしている。これらのサービスは、実業界および産業界で好感をもって受取られているが、銀行がこのようなサービスを提供する権限があるかどうかについて現在訴訟が係属しているが Association of Data Processing Service Organizations, Inc. v. Camp, 279 F. Supp, 675 (D. Minn. 1968) (判例5) が、第一審判決では、銀行が勝訴した。現在控訴中である。

振出される小切手の枚数が益々増加しつつあるという事実と、支払人から支払を受ける者へ credit を移転するために、大量の証券を繰り返し際限なく移転するということのなかに含まれる非能率さとは、金銭を支払うためのよりスピーディな方法が見出されなくてはならないことを示唆する。money key, money card または国家的コンピュータ・システムへの電話による連結が、証券なしですますことができることになるかどうか、時間をかけないとなんともいえない。このシステムについては、
"A National Computer System, Legal Aspects, "1965 Proceedings of A B A N A C, pp. 435-455, see M U L L, March, 1965, P. I. で取扱われている。

この目的に向かって、いくつかの建設的方策がとられるであろう。預金者に対して、M I C R のコードされた小切手用紙の保管の責任と、その紛失、盗難の場合の銀行に対する通知の責任を課する立法について考慮されるであろう。また、支払われた小切手は、支払銀行に残しておいて、要求があれば交付することにし、預金者は、定期的に連続する小切

手番号および金額によって、小切手の同一性をあきらかにした計算書を受けとるといふことも考慮されるであろう。あるいはさらに、遠距離から、無線を使って呈示をするといふことも考慮されるであろう。これらの方策は、考えられる損害を避け、証券の取扱いを減らすために、有益なものであるが、電話によって作用させるコンピュータ・システム、すなわち、中央にまとめられた口座から、またはその口座に対する Credit の移転を、番号により同一性を区別しながら無線によってする、いわゆるジロー・システム^{注1)}と同じような仕事はしないであろう。法律というライオンがこれらの進歩への道を阻害しないようにしてもらいたい。

注1) ヨーロッパに古くからある資金の振替制度。



[判例 4]

Burnett v. Westminster Bank, Ltd

[Queen's Bench Division (Mocatta, J.),

May 31. June 1, 25, 1965]

原告は数年前から、被告銀行のバラ支店 (the Borough branch) とブロムレイ支店 (the Bromley branch) に口座を有していた。

1964年1月、バラ支店は原告に対して一冊の小切手帳を発行した。その小切手帳には、表紙に“この小切手帳の小切手は、この為の口座に使用される……”という注意書きが印刷されていた。この注意書きは、原告がそれまで使っていた小切手帳にはないものであった。この注意書きが採用されたのは、この小切手が中央コンピュータが判読しうる磁気インクを使用しているコンピュータ・システムで使えるように特にデザインされたためである。原告は、小切手帳の表紙にこの注意書きがあるという事は知っていたが、この注意書きを読んだということは立証されなかった。1965年1月、原告はこの小切手帳から1枚の小切手を振出した。ところが、その際に、バラ (Borough) という文字を抹消し、ブロムレイ (Bromley) という文字を加筆した。それによって住所をも変更し、その変更の旨を頭文字で署名した。コンピュータは、原告が使用したインクを読みとることは出来ない。原告は、振出したその小切手の支払を差止めることにし、ブロムレイ支店に対して電話をし、その小切手は内容を変更したものであることを知らせて、その小切手の支払いをしないように告げ、かつそれに加えて同じ趣旨の手紙も書いた。

一方、その小切手は、入金された上で、ロンドン手形交換所に回され、その後、被告のもとに届けられ、中央コンピュータに達した。その小切手が未決済状態にある間に（その情報はコンピュータに保存されていた）。その小切手の現物はバラ支店に送付され、そこで被告銀行の行員がその小切手を調べた。しかしながら、原告が小切手に変更を加えていたことに関しては、何の措置もとらなかった。一方、バラ支店の方では、その小切手の支払いをしないようにとの原告の指示については知らなかった。未決済期間が経過すると、その小切手金額は、中央のコンピュータによって、バラ支店にある原告の口座から落とされた。被告銀行は何等の権限なしに、バラ支店にある原告の口座から落とされたとの原告の主張に対して、銀行は、次のように主張した。すなわち原告は、小切手を原告のバラ支店にある口座にあてて使用しなければならぬという、小切手の使用に関する制限について小切手帳により知らされ、それに対して行為によって同意であることを示したと。

Held : その小切手帳の表紙は、受取った人が現に存在する契約上の取決めを変更するような約款が書いてあるとは思わぬような文書の1つであって、従って、原告が、被告銀行に長い間、口座を保有していたという事情を考慮するならば、小切手帳の表紙に書いてある注意書きをもって、小切手が唯一つの口座にのみ使用されるべしとの、新たに制限を加えられた使用法に原告が束縛されたということはなく、銀行の抗弁は不成功に終わった。

Parker 対 South Eastern Ry. Co. 事件（ [1874-80] All E.R. Rep. 166 ）及び、Chapleton 対 Barry Urban District

Council 事件([1940] 1 All E.R. 356)が適用された。

Underwood(A.L.), Ltd 対 Bank of Liverpool 事件([1924] All E.R.Rep. 230)及び Westminster Bank, Ltd. 対 Zang ([1965] 1 All E.R. 1023)とは区別された。

Per Curiam: もしも、小切手それ自体の上に、その使用を制限する文言が入っていれば、私は、顧客が小切手上に署名したということをもって、小切手の使用が制限されるという約定に関する文書への署名と同等の価値を有するものとして認める用意がある。

編者の注釈

原告が、銀行にコンピュータが導入される以前に、ある期間に亘って、その銀行の支店の顧客であったという点が強調されるべきである。その立場は、新しい顧客が、小切手の使用について制限があるという注意書きのある小切手帳を初めて受取った場合と、必ずしも同じではあるまい。とくに、その注意書きに注意が払われ、その上で、行為により、あるいは、明らかに表明して、その制限を受入れた場合とは。

顧客の指図に反して銀行が支払いをした小切手の問題については、2. Halsbury's Laws (3版) 193. パラグラフ361, そしてこの問題に関する事件については、3. Digest (Repl.) 234-236, 601-610を参照。

契約書に含まれる印刷された条項に関しては、8. Halsbury's Laws (3版) 74. パラグラフ127を参照。

訴訟

この事件は、原告 Joseph Burnett が、被告銀行である Westminster Bank が原告の指図がないのにも拘らず、バラ支店にある原告の口座に小切手金額分を借記したということを理由に、被告に対し 2,300 ポンドを請求したものである。諸事実は、判決中で詳しく述べられている。

6月25日、Mocatta. J.,は次の如き判決を宣した。

本件訴訟において提起された問題は、被告銀行がコンピュータを使用していること、および、銀行がコンピュータ及び関連機器によって判読することができる磁気インク文字(MICR文字)を帯びた小切手用紙を顧客に発行したということによるものである。

本件における基本的な諸事実は、双方に争いがなく、それは申立書か、または双方が同意した事実に関する陳述書にも書かれており、さらに、私の前で行なわれた双方の弁護人の弁論中でも一致したところである。

原告は著述家であり、1965年1月以前のかかなりの期間に亘って、被告銀行の顧客であり、バラ支店及び、プロムレイ支店において当座預金口座を有していた。1965年1月22日金曜日に、原告は、他の2人の仲間と協同して、賞金も、損失もその3人で平等に分ち、あるいは分担するという条件の下で、かけごとをした。結局、彼等3人は3,000ポンドの損をした。そのとき、原告の2人の仲間は支払いをすることができなかったので、原告は700ポンドを現金で、残りの2,300ポンドを線引小切手で、かけごとの勝者に対して支払った。その小切手の上部にある印刷された見出し(heading)によると、その小切手は、被告

のバラ支店あてに振出すようになっていた。しかしながら、ある理由で、原告はその小切手を、プロムレイ支店にある原告の口座にあてて振出したと思った。そこで原告は、インクで、バラ(Borough)という文字を抹消して、プロムレイ(Bromley)という文字を記入した。原告は又、これもインクでバラ支店の印刷してある住所である "34, Borough High Street, London, S.E.1" というのを "High Street S.F. 1" と変更した。正確なものにする為には、"S.E.1" という部分も抹消すべきものであったのであるが。原告は印刷された見出しの両側に頭文字で署名し、変更を加えた旨を示した。翌日、かけごとの2人の仲間に裏切られたので、原告はその小切手の支払いを差止めることに決めた。そこで原告は、被告銀行のプロムレイ支店に電話をして、その小切手の正確な小切手番号、日付、金額を告げ、又、バラ支店の小切手をプロムレイ支店宛に変更したものであることをも告げて、プロムレイ支店に対してその小切手を支払わないように指示した。その後、原告は、1月25日付の手紙をプロムレイ支店宛に送付して、これらの指示を確認した。それにも拘らず、その小切手は、クートにより、手形交換所を経て、被告銀行のバラ支店へ送られ、そこで1月27日頃支払がなされ、原告のバラ支店にある口座から、2,300ポンドが落されてしまった。

本件訴訟において、原告は、被告が原告の口座から落す権限をなんら与えられていなかったと主張した。従って原告は、いくつかの方法で、2300ポンドを請求した。しかしながら、原告が勝訴するとすれば、正当な、あるいは、とにかく最も好都合な賠償方法は、原告が被告銀行のバラ支店にある現在の口座に2300ポンドを貸記してもらう権

利がある旨の宣告であるということは、双方の弁護人間で意見が一致していた。又、いくらか逆説的ではあるが、原告は、原告の弁護人を通じて、原告がばくちで負けた 3000 ポンドの内 1000 ポンドについては、原告自らの個人的な責任であることをすでに認めていたから、2300 ポンドの内 300 ポンドは被告に返還する用意があるということを書いてある。又、原告が、2人のばくちの仲間から 2000 ポンドを回収して、それを被告に支払うということもつけ加えられていた。しかし、こういう事実は本件の法律問題に何等の影響も及ぼしえないのは明らかである。

被告は、小切手を支払い、かつ、原告のバラ支店にある口座に借記する権限を原告から与えられていなかったという点については、これを否定した。被告はバラ支店から発行された小切手用紙は、バラ支店の口座に宛ててのみ使用されるということ、原告が他の口座に宛てて、その小切手用紙を使用したり、使用するのを許したりしないということは、銀行とその顧客の両者の関係で明示された条項であると主張した。こうした条項は、原告には 1964 年 1 月頃はじめてバラ支店から発行され、問題の小切手用紙も、その中に含まれていた小切手帳の表紙の表に印刷してあった注意書き、及び、原告が何等の異議も留めずにその小切手帳を使用したということから導かれたものであった。小切手帳の表紙はオレンジ色であって、次の如き記載があった。Westminster 銀行、Borough 支店、34. Borough High Street, London, S.E.1。

そしてその次に被告が武器として主張する小さな印刷が、はっきりとした、かつ容易に判読しうる黒のタイプで記してあった。つまり、J. Burnett 殿、この冊子にある小切手、及びクレジットスリップ(credit

slip)は、その為の特定の口座に宛ててのみ使用されます。従いまして、お客様は、決して他の口座に宛ててそれらをお使いにはなれません。”これらの2つの文章、とくに最初の文章によって、契約上の効果を有するものとして、被告は、バラ(Borough)の代りにブロムレイ(Bromley)を入れた小切手上のペンとインクによる変更には拘らず、その小切手はバラ支店に対する指図と解されなければならず、被告はその指図に応じたのだと抗弁した。被告は又、原告が小切手に変更を加えた事によって、原告は契約に違背したということも、選択的抗弁として主張した。しかしながら、別に反訴はなされず、弁論中でも、被告は抗弁中のこの部分には頼っていなかった。

原告は、その提起した訴答の中で、表紙に前述の2つの文章を記してある小切手帳から原告が1枚もしくは数枚の小切手を振出したということよりどころとして締結された被告が主張する契約(これがたとえあるものとしても)につき被告側から与えられた約因がないという点を指摘した。

私はここで、被告によってコンピュータが利用されていることと、原告に交付された小切手上に磁気インク文字(MICR文字)が採用されていたということとの関連を説明する必要がある。双方が同意をした事実に関する陳述書では、1965年4月1日付の“ニュー・サイエンティスト”(New Scientist)に述べられている銀行業におけるコンピュータの運営についての記事が引用されている。その記事は、歴史的あるいは現在の事実の記述を含んでいるということでは、意見が一致していた。又、将来の問題に関しては、発展のありうべき方向を示している。ということで意見の一致をみていた。私としては、私の理解した範囲で

本件に関連して諸事実を要約するだけでよいと思われる。

被告は、1台の中央コンピュータを所有しており、バラ支店はそのコンピュータに連結している。我国における銀行の間では、コンピュータは、原初的には支店群の勘定を管理する為に使用された。情報はコンピュータにインプットされ、その情報はコンピュータによって磁気テープに保存される。これは、以前は、パンチカード、あるいは紙テープ上に行なわれていた。磁気インク文字読取装置(MICR)と呼ばれる技術を通じて一大進歩が遂げられ、それによって、銀行が、磁気インクで小切手上に印刷された文字を読み取ることのできる機械を利用することができるようになったからである。こうした機械は、支店毎、あるいは勘定毎に小切手を自動的に分類すると共に、又、小切手の連続番号、口座番号等の明細を自動的に読み取り、1分間に1,600枚のスピードでコンピュータに送付することができるものであった。従って小切手自体をコンピュータへの直接のインプット媒体として使用することが可能となり、パンチカード、あるいは紙テープの如きインプット媒体を大部分使用しなくても済むようになったのである。1961年、英国の銀行は、小切手に記載されるべき磁気インクによる情報についての共通コードについて合意に達した。当座預金の帳簿整理の為に直接小切手をインプット媒体として使用した最初の銀行は、ウェストミンスター銀行(the Westminster Bank)であり、1962年に、ヨーロッパで最初のMICRセンターを開設した。コンピュータ及び、MICR小切手を使用した結果、それが銀行業務システムの運営という面で、相

当に経済的であることを明白に示した。私が引用したその記事は、コンピュータ及びMICR小切手の使用については全ての分野に亘り、通常の手書、あるいはタイプによる文字が完全になくなると云わないまでも、小切手上にほとんどなくなり、銀行業務システムにおいて、小切手処理が大きく簡素化されるであろうことを期待している。しかしながら、そこに到達するには、なお長い道程を経なければならぬ。しかし、ウエストミンスター銀行は、一般的に、またバラ支店は特に、1964年1月迄に、他の多くの銀行よりもずっと進んでいたようである。

本件訴訟における問題の小切手は、小切手帳の他の29枚の小切手と同様、最下段に、左から右へ3つのグループのMICR 数字が記されていた。最初のグループは小切手番号であり、2番目のグループはウエストミンスター銀行、及びそのバラ支店を示す数字であり、最後の3番目のグループの数字は、バラ支店における原告の口座を示すものであった。クートを通じて、その小切手がロンドン手形交換所へ送付された後、分類され被告銀行へ手渡された。その後、その小切手は被告銀行の中央コンピュータへ送られ、そこで、被告銀行の行員によって読まれて、第4番目のグループのMICR 数字、つまり、小切手の振出金額たる2300ポンドに相応する数字が、その小切手に打ち込まれた。同時に、かつ自動的に、すべての4つのグループのMICR 数字は中央コンピュータの中で、磁気テープにインプットされて、バラ支店における原告の口座に使用されるために、磁気テープに記録された。勿論、そのコンピュータは、ペンとインクでプロムレイ支店に変更してあるのを読みとることはまったくできなかつた。そのコンピュータはその情報を、特定の口座に

借記し、あるいは貸記するという方法で、現実に使用する迄は、未決済期間を通じて、保存している。その未決済期間に、その小切手は、現物がバラ支店に送られ、そこで、その小切手の日付及び署名、ならびにその口座がその小切手金額に十分な残高を有しているか調べられる場合によっては、その支店の支店長は、過振りを許すかどうか決定することもある。その未決済期間を経過した後は、当該口座は、場合に応じて、自動的に借記されたり、あるいは貸記されたりする。本件においては、その未決済期間が経過して、原告のバラ支店にある口座が借記されたものである。

上記のことから、全体のシステムが漆だ完全に自動的なものではないということが判断される。又、被告銀行側の弁護人によってなされた説明から、私は、バラ支店の行員は、その小切手の日付、署名、金額をチェックする際に、ペンとインクで支払人をプロムレイ支店に変更してあるのに従って適当な処置を取り、バラ支店の勘定が借記されることがないようにすることができたと考える。しかし、バラ支店の行員は、そういう措置はとらなかった。それについて被告側の弁護人は、次のように主張している。すなわち、この場合には、原告は、その小切手帳の表紙にある注意書きを承認することによって、その小切手帳から振出したいかなる小切手も、たとえペンとインクで変更が加えられたとしても、被告に対しては、原告のバラ支店にある口座についてその小切手を処理するようにとの指図になるのみであるということに同意したのであるから、そのバラ支店の行員はそういう手続をとる義務は全然負っていないと。

原告自身がそのことを知っていたかどうかについてみると、被告がよりどころとするところの、印刷された注意書きがその小切手帳の表紙に

あるのを原告が見たという点については、意見が一致した。しかしながら原告が、それらの文字を読まなかったという基礎の上に立って、本件は判定されなければならないという点でも、意見が一致している。又、原告が、口頭でも、あるいは文書によっても、その注意書きに対して異議を述べなかったという点でも、争いはなかった。原告が電話及び手紙で、ブコムレイ支店に対して与えた詳細に亘る指示から判断すれば、原告は、初めて見たのではそれ程読むのが容易だとは思われないその小切手の下段にあるMIOR 数字を読み、どのグループがその小切手番号を示すものであるかを知っていたようである。というのは、原告はその番号をブコムレイ支店に正確に教えているからである。問題の小切手をその中に含んでいる小切手帳が、バラ支店から原告に対して発行されたその種の最初の小切手帳であったということについても、同様に争いはない。ブコムレイ支店から原告に発行された小切手に関しては、何等の事実も立証されなかったので、私は、原告がこの問題の小切手上的支店名を変更した1965年1月には、小切手は、1964年1月以前にバラ支店から原告に対して発行されていたものと同じ形式のものであったと推定するのが公平であると考えらる。

バラ支店及び、ブコムレイ支店(もであると推測するのであるが)から、以前に原告に対して発行されていた小切手帳及び小切手と、1964年1月頃原告に対して発行されたこの小切手帳(新小切手帳と呼ぶことにする)、及び小切手との間の差異を説明することは、かなり重要である。以前の小切手帳は、多少似かよったオレンジ色であったが、いく分薄手で1センチ以上長かった。以前の小切手帳の小切手は、各々に控えがくっついており、その小切手帳にはクレジットスリップ(credit

slip),あるいはペイニングインスリップ (paying-in slip) についてはなかった。ところが新小切手帳では、小切手自体は同じサイズであったが、個々の小切手の控えはなかった。その控えの代わりに、表紙のすぐ次に、つまり、最初の小切手の前に、表裏に線をひいて左右に欄を作ったページが3枚あって、もし、顧客が望めば、そこに個々の小切手の番号、日付、金額、及び支払先、あるいはその他の明細を記入することができるようになっていた。新小切手帳の終りには、4枚のクレジットスリップまたは、ペイニングインスリップがあり、また、支払った金額の領収書として現金出納係のスタンプを押してもらえるように、2ページが用意してあった。クレジットスリップには、その下段にMICR 数字があり、ウェストミンスター銀行、その支店名、及び口座を示していた。古い方の小切手は、最初の2つのグループのMICR 数字、つまり小切手番号、銀行、支店しか印刷してなく、その点で新しいのと異っていた。

提起された法律的議論の為に、恐らくは最も重要な差異は表紙である。旧小切手帳では、頭に単に被告の、つまりウェストミンスター銀行の名前しか記載されておらず、支店名も、あるいは口座名も記されてはいなかった。表紙にはイタリック体で次のように記されていた。“特に次の事項に御注意下さい”。それから表紙の表の下の方には、表紙のスペースをうずめて忠告的、あるいは助言的な性格を有する、はっきりと印刷された4つの項目があり、小切手は銀行所定の方式で振出されるべきであること、あるいは、どのように所要の記入をすべきであるかといったようなことが書かれていた。その裏面には、5つの項目が続いており、銀行のいろいろなサービスに関する広告文が載せられていた。これらの

9つの項目が契約上の効力を有するということは、論ぜられなかった。

新小切手帳の表紙は、前述した通りである。その2つの文章に関して、一旦顧客が小切手帳から小切手を使用したならば、契約上の効力を有するものであるとの主張がなされた。旧小切手帳の表紙の表裏に記載されていた9つの項目は、新小切手帳においては、表紙の裏面の2つの欄に記載されている。

本件に関する限り、銀行と顧客との間の法律関係に適用すべき一般原理については、双方の弁護人間で不一致はなかったから、私は、多くの重要なポイントの概要を述べることができよう。決定されるべき問題へ接近するための背景として、第1に、一般的な場合においては、銀行と顧客との関係は、完全に、または主として、黙示の契約によって決められる。第2に、銀行は、顧客の為に受け入れた金銭をその顧客の書面による指図に従って払い戻す。その約束は、口座を有している銀行の支店で支払いをするということであって、その顧客が1以上の口座を有している場合においても同様である。第3に、別段の特約がない限り、顧客の書面による指図は、もちろん現在はほとんどの場合に顧客は銀行から与えられた小切手を使用するけれども、ある特定の方式に従う必要はない。例えば、慈善事業がそのアピールを強めるために使用する方式であるハウスチェック (house cheque) というような形のものも使用されており、又、極くまれな場合には、顧客が銀行に対する指図を手軽な紙切れに書いたり、あるいはもっと略式の物に書いたりすることもありうる。加えるに、1つの支店あるいは1つの銀行から発行される小切手の様式が、他の支店あるいは他の銀行に対する指図になりうるように変更されることもある。第4に、顧客は、自分の文書による指図を出すについ

ては、その曖昧さの為に銀行を迷わせたり、あるいは、偽造を容易ならしめたりしないように、相応の注意を払う義務がある。第5に、もしも顧客が間に合ひように自らの指図を撤回した場合には、銀行は支払いをしてはならない。しかしながら、ある銀行の1つの支店に対してなされた支払差止の通知は、それ自体としては、その銀行の他の支店に対する通知とはならない。この最後の2つの点についていえば、磁気インクのことを無視すれば、変更を加えられた本件小切手は、いかなる意味でも、曖昧ではなかった。一方、ブコムレイ支店は、その小切手が、手形交換所を通じて、被告の手元に送付されてくる以前に、原告からの、その小切手を支払わないようにという指示を受け取っていた。バラ支店は、その小切手を支払わないようにというブコムレイ支店に対する原告の指示については、一切知らなかった。

被告銀行がこの小切手上に記載されている程度の磁気インク文字を使用した新しい小切手を導入したということが、上記の諸点に関して被告銀行と顧客の間の地位に何等かの変化をもたらしたということは、新小切手の使用に関して原告に1つの制限を加えたということ以外に、何等論ぜられなかった。かくして、もしも、被告が顧客から曖昧でない指図を受け取ったならば、被告は、例えば、それが他の銀行の小切手用紙に記されたものであったとしても、あるいはまるで形式をふんでいないものであっても、従来通り、そうした指図を取扱い続けるであろう。しかしながら、もしも、こうした事態が新しいシステムを採用している支店に向けた指図の中に頻繁に起こったならば、その顧客は過重な手数料を請求されるようになるかもしれないし、口座を他の所で持ってほしいと依頼されることにもなりかねないということもつけ加えられた。しかし

ながら、原告に対して発行されたこうした新しい小切手の場合には、契約によってその地位は変更されており、もし原告がこの小切手を使用した以上は、原告は、小切手上に何を書いていても、小切手帳の表紙の表に印刷され、かつ、その1枚1枚の小切手に繰返し印刷してある支店、あるいは勘定以外で被告に対し支払いを指図することはできなくなったのだと、被告側は抗弁している。

私がこれ迄述べてきたところから明かなように、被告は、一方的に原告の権利を制限することはできず、この点については反対の主張はなかった。制限は、原告と被告の間の契約によってのみ有効なものとなりうるのである。疑いもなく、ある場合には、例えば、文書を交換するとか、顧客があるフォームの上に署名をするというような方法によって、同じような制限に関する明白なる契約が銀行と顧客の間に成立しうる。この事件では、被告は、原告が署名した書類によって、前述のような明白なる書面による契約が存在すると主張しうるような立場にはなかった。しかしながら、被告は、原告が、前述した2つの文章が表紙に記載されている新小切手帳から1枚もしくは数枚の小切手を使用するという行為によって、問題のこの制限に同意したものであると抗弁した。

双方の弁護士は、よく知られた事件であるParker 対 South Eastern Ry.Co. 事件, Gabel 対 South Eastern Ry.Co. 事件(1) ([1874-80] All E.R.Rep.166 ; (1877) 2. C.P.D. 416) を引用した。そして特に被告側の弁護士は、これらの事件に含まれているチケットに関する3つの一般原則が、本件でも適用されるのではないかという意見を提出した。被告側の弁護士は、Anson's Law of Contract (22版) P.P 143. 144において述べられている原則を論拠として

いた。

1. もしもチケットを受けとった者が、そのチケットの上に何か書いてあるのを見なかったか、もしくは知らなかった場合には、その者はその約定に拘束されることはない。
2. もしもその者が、何か書いてある事を知り、かつ、その書いてあるものが約定を含んでいるということを知っていたか、もしくはそう信じていた場合には、たとえそれを読まず、どんな内容であるかを知らなかったとしても、その約定に拘束される。
3. もしもその者が、チケット上に何か書いてあるのを知っていたが、それが約定を含んでいることを知らなかったか、もしくはそのことを信じなかった場合には、もしそのチケットを渡した者が、約定を知らせるのに通常必要と思われるようなことをすべてやっている場合には、知らずあるいは信じなかった者といえども拘束される。

これらを基礎として、弁護人は、原告は文字を印刷した新小切手帳の表紙を見たのであるから、もし被告が、原告に対し約定を通知するのに必要と思われることをすべてやったというのであれば、原告がそれらの文字を読まず、それがその小切手帳の小切手を使用するにあたっての約定を含むものであることを知らず、あるいはそう思わなかったとしても、何等問題はないという意見を述べた。そして、新小切手帳の表紙上の2つの文章は、本件の如き状況の下においては、合理的な通知となると主張した。それらの2つの文章は、容易に読めるものであったし、その新小切手帳は、表紙も、又中の小切手も、以前に発行された旧小切手帳とは明らかにそれとわかる程度に異っており、かつ、被告が手紙を書くか、あるいは署名をもらうための書式を発行することによって、顧客がその

手紙を読むか、あるいは、その書式に顧客に署名してもらうようにするということは、まず不可能に近かったと論じた。従って、被告は原告に対して合理的な通知をしたというのである。又、Underwood(A.L.)Ltd 対 Bank of Liverpool and Martins 事件、Underwood(A.L.)Ltd 対 Barclays Bank 事件(2)(〔1924〕All E.R.Rep.230.p.p.240, 241;〔1924〕1K.B.775.P.P.804,806;)及び最近の事件であるWestminster Bank Ltd.対Zang事件(3)(〔1965〕1 All E.R.1023)の2つの事件を挙げ、これらを顧客が銀行の権利に関する文章を含んでいるペイングインスリップに記入することによって、銀行と顧客の間の法律関係が変更されたという結論を裁判所が下した例として示した。しかしながら、これら2つの事件の場合には、銀行が拠り所としている約定の記載されているスリップに顧客が記入したのであるから、本件に関しては、何等助けとするに足るものとは考えられない。原告が使用した小切手には、何等の約定も記載されてはいなかったからである。

チケットの事件の場合においては、契約成立と同時に手渡された印刷された文書に関する事件であるからして、本件と事情が全く同じものであるとは考えられない。本件では、原告と被告とは、原告が被告銀行のバラ支店に口座を初めて開設して以来、契約関係にあった。もしもその小切手帳の表面にある2つの文章が契約上の効力を有するものだとすれば、それはすでに両当事者間において現存する契約を変更したということではなくてはならない。こういう区別をするのは、被告から顧客になされるべき通知の重要性を強調するためであって、それは原告が新小切手帳から小切手を使用したということによって被告が申込んだ変更は原告が同意したということをも被告が有効に主張しうるのかという問題の以

前の段階の問題である。

被告側弁護人の議論にも拘らず、私は、小切手帳にある2つの文章をもって、適切なる通知とみなすことが出来ない。新小切手帳が体裁の点で以前の小切手帳と実質的に異ったものであるということは事実であるが、その差異はそれ程際立ったものではなかった。小切手帳の表紙が、契約上の条項を記載するために使用されたことは、以前は1度もなかった。私は、小切手帳というのは、その小切手帳の受取人がそこには何等の約定も書いていないと考えるのがもっともだと思われるような文書の範疇に属していたものと思う。例えば、Parker 対 South Eastern Ry. Co. 事件(4) ([1874-81] All E.R. Rep. p.p 169 (1877) 2. C.P.D. p.p 422) 及び、Chapelton 対 Barry Urban District Council 事件(5) ([1940] 1 All E.R. 356; [1940] 1 K. B. 532) を参照。もし、新小切手帳が、原告が口座を開設したのに伴って発行された最初のものであったとしたら、事情は変わってきたであろう。しかしながら、原告の場合のように、顧客がある期間に亘って口座を有しており、その後以前とシステムの異なる新小切手帳が発行されるにいたったような場合には、単に新小切手帳の上に2つの文章を記載してあるというだけでは、それ迄存在してきた契約関係に影響を及ぼすというには不適當であると考え。このような事情の下では、被告は、原告が問題の文章を読んだということを立証するか、もしくは原告が何等かの文書に署名することによって自ら同意の旨を示したということを示さない限り、小切手の使用に関して新たな制限を課するについて顧客を拘束するに足る適當な通知をしたという事実の立証は出来ないと考える。もしも、小切手自体の上に、銀行、支店、及び口座が制限される旨の

文言が印刷されているのであれば、その小切手に顧客が署名したことをもって、私は、原告が署名した文書と同等の価値を有するものとして認めることが出来る。しかしながら、当該小切手にはそのような文言は何も記載されてはいなかった。

以上の如き諸事実から、私が先に引用した Anson の原則のうちの第3番目の原則が、被告の場合に相当しえないという結論に到達したので、本件における被告側の抗弁は採りえない。従って、原告の為にその弁護人から出された他の3つのポイントに関して、私が見解を述べる必要はない。つまり(i)小切手上の2つの文章は、たとえ原告がそれを読んだということが立証されたとしても、契約関係に影響を及ぼすには文言上十分に明白なものではなかった。(ii)契約関係が変更されたと主張されているが、それにつき全然約因がなかった。及び(iii)仮に原告がその2つの文章に契約上拘束されるべきものとされたとしても、原告が変更を加えた小切手は、バラ支店にある原告の口座に借記するよりにという原告から被告に対する指図を構成するものではない。

しかしながら、現時点では、もしも被告がその通知という点に関する立証に成功していたならば、これらの原告側の3つのポイントは原告を利するものではなかったといえる。

従って、私は、原告は被告をして被告のバラ支店にある原告の勘定に2300ポンド貸記させる権利を有する旨の判決を下す。

原告勝訴

ソリシター (solicitors) :

W.R. Millar & Sons (原告側)

Walters, Bright & Co. (被告側)

[判例 5]

Association of Data Processing Service
Organizations, Inc., and Data Systems,
Inc., v. William B. Camp, Comptroller of
the Currency of the United States and
American National Bank and Trust Co.,
No. 3-67 Civ. 165. United States Dis-
trict Court D. Minnesota, Third Division
Jan. 9, 1968.

[データ・プロセッサ協会およびデータ・システム社は、ナショナル・バンク (National Bank Act によって組織され連邦政府の認可を得た商事銀行のこと一訳者注) および合衆国通貨監督官に対して、ナショナル・バンクによる公衆へのデータ・プロセッシングの販売は違法であるとの理由によって、宣言的判決 (declaratory judgment) 差止命令 (injunction) および補償的損害賠償 (compensatory damages) を求めた。訴状却下の申立に対して、地方裁判所 Neville 判事は次の如く判断した。すなわち、データ・プロセッサらは、ナショナル・バンクにそのデータ・プロセッシング装置を他の銀行および銀行の顧客の使用に供してもよいと決定した監督官、またはその装置をそのような使用に供したナショナル・バンクに対して、競争によって生じた経済的損害の賠償を求める訴えの利益を有しないと、却下の申立が認容された。]

NEVILLE 地方裁判所判事

本件については、両被告より、原告らは本件訴えを維持すべき訴えの利益を欠いているので、却下すべきであるとの申立が本法廷に出されている。訴状によると、原告らは、被告アメリカン・ナショナル・バンクがデータ・プロセッシングを公衆に販売するのは、不法かつ法律違反であるという理由により、宣言的判決、差止命令および補償的損害賠償額を求めている。訴状ではさらに、監督官がナショナル・バンクに、データ・プロセッシング・サービスの販売を認める行為は、専断的で、気まぐれで、裁量権の濫用で、実定法上の権限を越え、かつ不法であると主張している。原告らの求める判断は、要するに、ナショナル・バンクが手数料をとって一般的に公衆に、口頭弁論で述べられたところによれば局外者(outsiders)に、データ・プロセッシング・サービスを実行するのは、ナショナル・バンク法(12U.S.C. § 24)によりナショナル・バンクに与えられた権限、権能の範囲に入らないということである。この法律の本件に関連する規定は次のごとくである。

「§ 24 団体の法人としての権限

定款および設立証明書を正当に作製し登録すれば、ナショナル・バンク業務を目的とする団体(a national banking association)は、設立証明書の作成の日から法人となり、法人として、かつ設立証明書に定められた名において、次の権限を有す。

(第1～第6省略)

第7. その取締役会または正当に権限を与えられた業務執行取締役

もしくは代理人によって、法にしたがって、銀行業務を遂行するうえ
で必要なすべての付随的な権限を行使すること。」

被告監督官の行政決定に関する訴状における主張は、一般的にいえば、
以下の通りである。

「7・被告監督官は、決定および他の行政行為により、被告アメリカ
ン・バンクおよび他のナショナル・バンクに対して、次に述べるデータ
プロセッシング・サービスを実行する権能を付与した。」

原告アソシエーション・オブ・データ・プロセッシング・サービス
オーガニゼーション（「ADAPSO」）は、合衆国中に存在する、データ
・プロセッシング・サービスを行なう機構からなる法人格を有する団体
（incorporated association）であって、そのメンバーは、そのような
サービスを実業界に提供することに従事している。原告、データ・システ
ムズは、データ・プロセッシング・サービスを実業界に対して販売およ
び履行することに従事している営業所をミネソタ州ミネアポリスにおく、
ミネソタ州会社であり、ADAPSOの一員である。

被告らの行為によって原告らに生じたと申し立てられている権利侵害
は、それが違法な競争であると主張されているところから生じた、もっ
ぱら経済的な損害である、と主張されている。

原告らは、監督官の行為に対して、行政手続法第10条（5U.S.C.
§701以下）によって争う訴えの利益があると主張する。この法律の
本件に関連する規定である§702は、次のように規定する。

「行政機関の行為のため、法律上正当な権利を侵害された者、または、
関係法律の意味する範囲内で行なわれた行政機関の行為によって不利
益を蒙り、もしくは、利益を侵害された者は、当該行為について、司

法審査を受ける権利を有する。」

(1,2) ナショナル・バンク法には、監督官の決定を審査できるとする特別の規定や、本件のような訴訟を維持すべき訴えの利益を付与する特別の規定がないから、原告らが、法令上の訴えの利益をいやしくも有するべきであるとするならば、それは、行政手続法の上に引用した部分に基づかなければならぬようである。しかし、第8巡回高等裁判所は、行政手続法はそれが制定法となるに際して、他のところで存在していなかった権利を、新たに創造したものではない、との見解を強力に維持してきたし、それを支持する多数の先例を引用してきた。Rural Electrification Admin. v. Northern States Power Co., 373 F. 2d 686, 692 (8th Cir. 1967)。この事件に引用されている、Duba v. Schuetzle, 303 F. 2d 570, 574 (8th Cir. 1962) は、以下の趣旨をいう。

「行政手続法は、政府の機関によって実施される計画を争う訴えの利益をもつためには、その者が法律上正当な権利の侵害を受けたのでなければならぬという基本原則を改めようと作成されたのではないし、事実改めなかった。(引用者略)」

原告らに訴えの利益があるか否かを決定するにあたり、本件には司法審査のための実定法上の権利は存在していないと考えねばならないという結論になる。すなわち、ナショナル・バンク法は、それ自身の中には、たとえば内国歳入法、州際通商法のような、司法審査をうけるための規定をもっていない。そして、行政手続法は、司法審査をうけるための特別の規定を創出するような何ものかを、ナショナル・バンク法に付け加えるものではないし、付け加えたこともなかった。

(3) 原告の損害が、もっぱら競争による損失であるということでは、その

経済的損害の賠償を受けるべき普通法上の訴訟を維持するための訴えの利益を欠くというのが、古くからの固く確立された判例である。これらの判例は、単なる競争による損害は、たとえそれが政府の行為に基因するものであっても、裁判所で救済を求めることができる損害として、訴えの利益を与えるものではない、との見解を採ってきた。Alabama Power Co. v. Ickes, 302 U.S. 464, 58 S. Ct. 300, 82 L. Ed. 374 (1938); Tennessee Electric Power Co. v. T.V.A., 306 U.S. 118, 59 S. Ct. 366, 83 L. Ed. 543 (1939); Perkins v. Lukens Steel Co., 310 U.S. 113, 60 S. Ct. 869, 84 L. Ed. 1108 (1940); Kansas City Power & Light Company v. McKay, 96 U.S. App. D.C. 273, 225 F. 2d 924 (1955), cert. denied 350 U.S. 884, 76 S. Ct. 137, 100 L. Ed. 780 (1955); Texas State AFL-CIO v. Kennedy, 117 U.S. App. D.C. 343, 330 F. 2d 217 (1964); Benson v. Schofield, 98 U.S. App. D.C. 424, 236 F. 2d 719 (1956), cert. denied 352 U.S. 976, 77 S. Ct. 363, 1 L. Ed. 2d 324; United Milk Producers of New Jersey v. Benson, 96 U.S. App. D.C. 227, 225 F. 2d 527 (1955); Pennsylvania Railroad Co. v. Dillon, 118 U.S. App. D.C. 257, 335 F. 2d 292 (1964); Rural Electrification Admin. v. Central Louisiana Elec. Co., 354 F. 2d 859 (5th Cir. 1966).

そうして、Tennessee Electric Power Co. v. T.V.A. 事件 (306 U.S. 118, 59 S. Ct. 366, 83 L. Ed. 543 (1939)) で、裁判所は、政府の行為による侵害に脅かされている者であっても、侵害された権利が、法律上の権利、すなわち所有権、契約から生ずる権利、不法行

為による侵害から守られるべき権利、または、特権を付与する制定法に基づく権利でなければ、そのような政府の行為を裁判所で争うことはできない、とのルールを定立した。

本件における原告らは、いかなる財産上の利益（競争によって生じた損失は、明らかに、上述の判例では、財産上の利益の損失としての適格性を有していない。）を喪失したのではなく、それを脅かされたものでもない。彼らは、いかなる契約違反も、不法行為も主張していない。また、前述のように、ナショナル・バンク法も行政手続法も、原告らに対して、いかなる特定の特権であれ、それを付与するような制定法でないことは明らかである。原告らは、被告らの行為によって害されるべき、政府により与えられたいかなる特権（License or Franchise）をも有しない。

[4] 上に引用した判例の細部の事実を再検討することは、なんの目的にも役立つものではなからう。それらの根本的理論は、以下のようなものである。すなわち、合衆国は、自由な企業に捧げられた国である。Aがその金銭を、たとえば食料雑貨店に投資しているときに、もし、別の人間Bがその隣に開店し、そしてAがその投資をBとの競争によって失っても、Aは法的に不服を申し立てることはできない。競争に基づく経済的損害は、法律上正当な権利の侵害として訴えうるものではない。たとえBが妥当な法人の書類、もしくは所得税申告書を提出しなかったり、Bに金銭を貸すことが能力外行為（*ultra vires*）であるような者から金銭を借り入れたり、借り入れた金銭に法定利率を超過する利息を支払う約束をしたり、または、違法に食料雑貨を入手しても、なお、Aは競争者として、裁判上認めうる不法を被ったことにはならない。上記

の理由づけは、競争者が合衆国政府であっても適用される。すなわち、公権力の分野で、または、よりしばしば、政府が競争者に財政的助成もしくは認可を与えることによって競争を増進させる場合には、たとえ政府が、政府のなす行為を創設し、許容する「議会」の法律の課す要件のすべてに、文字通りに従わなかったような場合でも、または、その制限や禁止に従わなかったようなときでも、適用される。

さらに、訴えの利益を否定する理由づけとして、たびたび次のことがいわれる。それは、そのようなことを許容することは、「公共の利益」を主張し、または、「私的法務長官」として行動することを欲する、ある市民、または納税者に、政府のすべての行為を裁判所で争うことを許すことになる、ということである。

この一年内に、第8巡回高等裁判所は、その長い意見の中で、上に引用した判例の根本的理論を採用した。Rural Electrification Admin. v. Northern States Power Co., 373 F. 2d 686 (8th Cir 1967), cert. denied 387 U.S. 945, 87 S. Ct. 2079, 18 L. Ed. 2d 1332 (1967)。この判決は本裁判所を拘束する。かようにして、原告らの訴状を却下することが要請される。

原告らの援用するいくつかの判例のうち、ほとんどは事案を異にし、本件には適用することができない。いくつかのものは、連邦または州政府が、特定の競争の分野は、そのような事業に従事してよい者の数についての規制や制限の対象となることを、承認していた場合に関するものである。たとえば、公共の利益のために、銀行業の分野でのまったく自由かつ無制限な競争は望ましくなく、かつ制限すべきであるとする場合である。それゆえ、原告がすでにある事業の分野で、それに従事する特

権 (License or Franchise) を有している場合だったら、他の者の将来の同一分野への進出は、原告に、司法審査を要求しうる訴えの利益を与えるということが、認められてきた。したがって、監督官が、新たなナショナル・バンクまたはその支店の設立を許可する行為を争う訴えの利益は、認められてきた。National Bank of Detroit v. Wayne Oakland Bank, 252 F. 2d 537 (6th Cir. 1958); Hoosier State Bank of Indiana v. Saxon, 248 F. Supp. 233 (N.D. Ind. 1965); Whitney Natl Bank in Jefferson Parish v. Bank of New Orleans & Trust Co., 116 U.S. App. D.C. 285, 323 F. 2d 290 (1963); Welster Groves Trust Co. v. Saxon, 370 F. 2d 381 (8th Cir. 1966)。これらの判例においては、既存の銀行が、公共の利益のために、競争を許される者の数が制限された分野における者として争ったものである。食料雑貨店またはデータ・プロセッシング会社の支払停止または破産は、不運なことであるとして、経営者や所有者の投資の喪失に帰させるだけで片付けられるが、銀行の支払停止は、所有者の投資の喪失だけでなく、預金者である、一般の、用心してはいない人々の損失をも惹起する。この理由から、銀行業では、競争がそれに従事できる者の数に関して、制限される。このようにして、公共の利益において、この分野の既存者は、新しく参加したいという者について争う訴えの利益を有する。

この同じ一般的原理にしたがって、F.C.C. v. Sanders Bros. Radio Station, 309 U.S. 470, 60 S. Ct. 693, 84 L. Ed. 869 (1940), は現に競争中の放送局に、公共の利益において、新たな放送局に免許状を与える決定を争う訴えの利益を認めている。

Georgia Assn of Ind. Ins. Agents, Inc. v. Saxon, 260 F. Supp.

802 (N. D. Ga. 1966) の事件は、人口が5,000人またはそれ以下の町にあるナショナル・バンクが、保険契約を締結することを許容しているナショナル・バンク法の1つの規定(12 U. S. C. § 92) に関する問題を含んでいる。そこでは、監督官が、ナショナル・バンクに対して、どのような規模の町においても保険証券を発行できるという一定の権限を与えたのに対して、この法律の明らかに意味するところでは、この法律はある種類の者、すなわち、一定の保険代理人または代表者を保護することを目的としているということを理由にして、保険代理人は、この監督官の決定に対して法的異議を唱える訴えの利益を認められた。かようにして、このような種類に属するものなら誰にでも、訴えの利益が存在するのである。しかし、データ・プロセッサを保護するそのような法律は、存在しないのである。

同様の部類のものとしては、Investment Company Institute v. Camp, 274 F. Supp. 624 (D. D. C. 1967) があり、そこでは、ナショナル・バンクが共同投資基金を設定した。原告は、監督官がそのような権限をナショナル・バンクに付与するのを止めるように求めた。ナショナル・バンク法の用語では、一般的に、国家的商業銀行業務は証券業務と分離されている。そのようにして、保護されるべき一定の階層を作り出しているから、同法の言葉遣いという観点から、原告に訴えの利益があるということが支持された。同じ銀行が問題となって、やや違う争点において訴えの利益が否定されたものとして、National Ass'n of Securities Dealers, Inc. v. Securities and Exchange Commission, (Case No. 20,164 D. C. Cir., decided November 21, 1967) を参照。

Baker, Watts & Co. v. Saxon, 261 F. Supp. 247 (D. D. C. 1966) に関していえば、それは第8巡回高等裁判所が、Rural Electrification

Admin. v. Northern States Power Co., 373 F. 2d 686 (8th Cir. 1967), cert denied 387 U.S. 945, 87 S. Ct. 2079, 18 L. Ed. 2d 1332 (1967) で支持した原理および見解に反対のように見えるというだけである。たぶん、原告が援用するいくつかの他の判例についても同じことがいえよう。前に述べた顕著な判例も、基本的には、上記の Baker, Watts 事件の根本的基礎は採用し、また、それと同じ傾向をもっている。Webster Groves Trust Co. v. Saxon, 370 F. 2d 381 (8th Cir. 1966) は、第8巡回高等裁判所の判例として、上記の Rural Electrification Admin. v. Northern States Power Co. に一年余り先行している。それは原告らの主張を支持するような言葉を用いているが、Rural Electrification Admin. v. Northern States Power Co. 事件において、裁判所自身によって区別された。また、事件の型の例証としては、規制された競争分野において、すでに特権を受けた者は、将来の新たな競争者の出現によって、公共の利益に損害を与えることの証明を申し出る利益がある、という事件の型の種類に入れられた。

他のある判例（原告援用の）は、調和されることはむしろかしい。Rural Electrification Admin. v. Northern States Power Co., 373 F. 2d 686, 629 (8th Cir. 1967) は、次のように述べている。

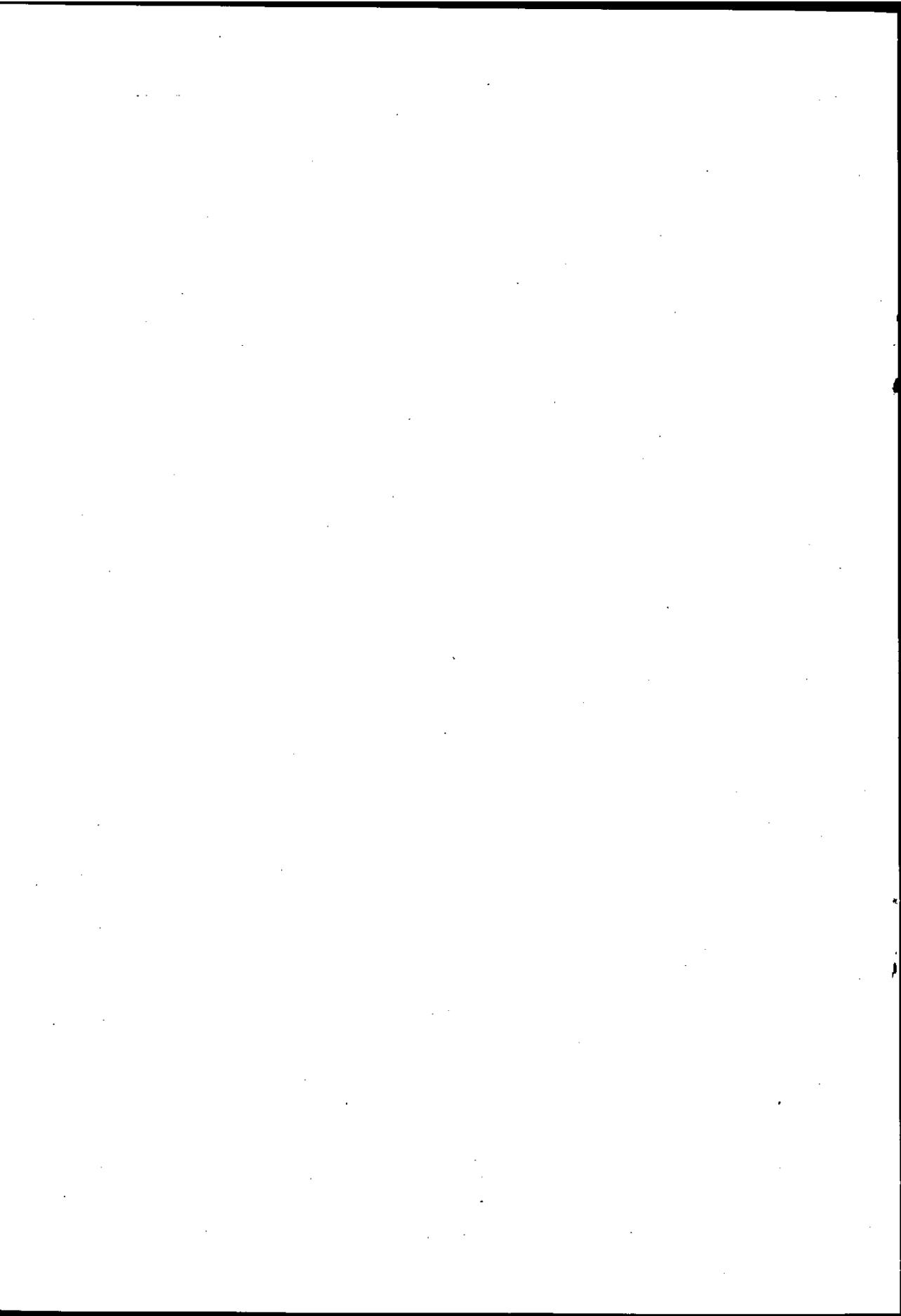
「訴えの利益の概念、司法審査可能性、および、争訟の裁判可能性は、行政の司法審査という領域でからみ合っているけれども、われわれが分析したところから従って判断すれば、これらの司法上の基礎のすべてまたはそのいくつかののっとして、本件を差し戻さねばならない。被控訴人の提出書面は、個々の見解はよく示しているが、行政機関の行為の司法審査に関する判例は、すべてが単純に調和しているもので

はない。」

原告らが頼みとするものに、次のような見解がある。すなわち、政府公務員の行為は、むしろ自由に、裁判所によって審査されるべきである。また、公務員は、裁判所の一定の牽制に従うべきである。Davisは、その行政法教科書の22章、とくに22章の18で、訴えの利益を否定する連邦裁判所の判例に対して、格別に異議を唱えている。そして、その理由づけをその章で多く述べている。

上述のことはすべてさておき、本巡回裁判における命令は、上述の *Rural Electrification Admin. v. Northern States Power Co.* の教訓から明らかであるように考えられる。この事件は、本裁判所を拘束するのである。

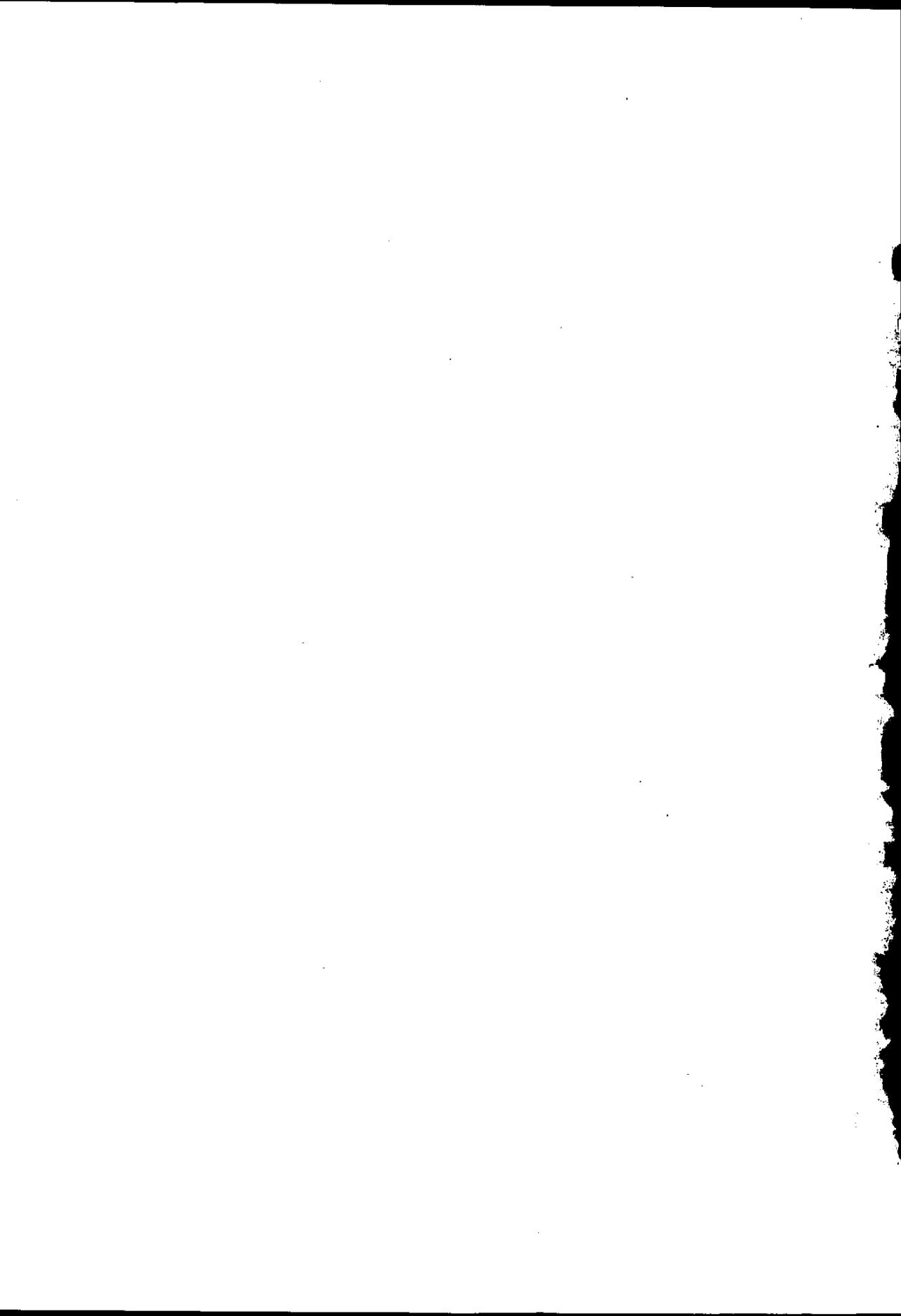
原告らの訴状を却下するという、被告らの申し立てを認める命令 (*separate order*) が与えられた。



会計税務研究委員会・名簿

(50音順, 敬称略)

委員長	黒 沢 清	独協大学・学長
委員	岩 崎 英 恭	(社)日本租税研究協会・常任理事
"	大 山 政 雄	中央大学・教授
"	奥 原 時 蔵	(社)経済団体連合会・常務理事
"	金 子 佐一郎	十条製紙(株)・取締役会長
"	武 田 昌 輔	成蹊大学・教授
"	西 野 嘉一郎	(株)芝浦製作所・取締役社長
"	伏 見 章	公認会計士
"	矢 沢 惇	東京大学・教授
専門委員	居 林 次 雄	(社)経済団体連合会・理財部調査役
"	石 田 甫	宇部興産(株)・システム部長
"	磯 嶋 康 夫	住友化学工業(株)・経理部長
"	稲 葉 洲 臣	武田薬品工業(株)・経理部次長
"	菊 地 和 聖	独協大学・助教授
"	千 葉 茂	(株)協和銀行・事務部統計課長
"	中 村 靖	新日本製鉄(株)・経理部決算掛長
"	浜 野 得 雄	(社)日本租税研究協会・参事
"	前 田 庸	学習院大学・助教授
"	武 藤 三 雄	東京電力(株)・経理部長代理
"	山 田 庄三郎	三菱重工業(株)・経理部主計課長
特別委員	法 務 省	
"	大 蔵 省	
"	通 商 産 業 省	
"	国 税 庁	



禁無断転載

昭和46年6月発行

発行人 財団法人 日本経営情報開発協会
東京都千代田区霞が関3-2-5
(霞が関ビル30階)

電話 (581) 6401

印刷所 東洋出版印刷株式会社
東京都文京区小石川2-17-3
電話 (813) 7311~4